調布市教育プラン2030（素案）

調布市教育委員会

あいさつ

目 次

第１章　調布市教育プランの概要..... 1

１　策定の経緯..... 1
２　策定の視点..... 1
３　改定のポイント..... 1
４　新規・拡充の取組..... 2
５　計画期間..... 3
６　各計画等との関係..... 3
７　調布市教育委員会基本方針..... 4

第２章　施策の展開..... 5

１　施策の体系図..... 5
２　各施策について..... 6

第３章　教育プランの推進にあたって..... 40

１　連携・協力体制..... 40
２　プランの進行管理..... 40

資料編..... 41

１　調布市教育委員会教育目標..... 41
２　調布市教育委員会基本方針..... 42
３　調布市の教育を取り巻く動向..... 47
４　調布市社会教育計画について..... 52
５　関連する教育委員会の計画等..... 58
６　関連する市の計画等..... 59
７　教育に関わる国や都の政策動向..... 61
８　調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果..... 63
９　プランの策定経緯..... 64
１０　用語解説..... 81
１１　調布市教育プラン策定検討委員会からの報告..... 91

第１章　調布市教育プランの概要

１　策定の経緯

平成１８年１２月の教育基本法の改正、国・東京都の教育振興基本計画や、調布市の基本構想・基本計画との整合などを踏まえ、調布市の教育振興基本計画として平成２２年３月に「調布市教育プラン」を策定しました。その後、平成２５年３月に時点修正、平成２７年３月に改定、平成３１年２月に策定、令和５年２月に策定し、市の教育施策に取り組んできました。

今後も市の教育課題に対して計画的に取組を進めるため、令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とする本プランを策定しました。また、計画の識別性を高め、未来志向の計画とするため、名称を「教育プラン２０３０」とし、計画の最終年度を明記しました。

２　策定の視点

新学習指導要領に向けた基盤となる３つの方向性として「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保が示されており、これらの視点に立った教育課程の編成や教育活動を展開します。また、特別支援教育や不登校支援の充実、部活動の地域展開の推進、みまモーニングの拡充、若葉小・第四中・図書館若葉分館の一体的整備をはじめとする学校施設の整備を進めます。さらに、中学生海外体験学習の充実、ウェルビーイングの向上、史跡・文化財の保存・活用にも取り組みます。

あわせて、社会教育計画を教育プランへ統合し、これまでの理念や取組を反映するとともに、教育目標・基本方針に基づき施策・事業の選択と集中を図り、より効果的な教育行政を推進するため、次のとおり改定しました。

３　改定のポイント

（１）施策体系の見直し

○「１０施策、３７主要事業」に再編（旧プラン　１０施策、３４主要事業）　※改定後の体系図は第２章１を参照

○調布市社会教育計画との統合

○学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第４７号）に基づく「調布市立学校における教育の情報化推進計画」は、国の通知に基づき、本プランに掲げる「主要事業８　デジタルの活用と情報教育の推進」をもって代替

（２）成果指標

○各施策の「ねらい」に対応した「成果指標」を設定し、その現状値・目標値を明示

○施策５、９、１０の指標を変更

（３）関連事業

○複数の施策・事業に関連する取組を「関連事業」として位置付け、連動した取組を見直し

４　新規・拡充の取組

主要事業８　デジタルの活用と情報教育の推進　【指導室】　拡充

・急速に進展する生成ＡＩに関するＡＩリテラシーの育成、ＳＮＳの適切な使用方法を考える機会を拡充し、情報モラルやメディアリテラシーの向上を図ります。

主要事業２１　市立中学校部活動の地域連携・地域展開の推進　【指導室】　新規

・「調布市立中学校部活動地域連携・地域展開に関する推進計画」に基づき持続可能な地域クラブの整備を推進します。

主要事業２４　児童生徒の安全確保の推進　【学務課、教育総務課、指導室】　拡充

・「みまモーニング（調布市立小学校児童への早朝見守り事業）」を継続することにより、児童の朝の居場所づくりを図ります。

主要事業２５　学校施設の更新　【教育総務課、学務課】　拡充

・小・中学校プールを取り巻く環境の変化や施設の老朽化等の課題に対応するとともに、児童生徒の良好な学習環境の確保に向け、「小・中学校プールのあり方に係る基本的な考え方」に基づく取組を実施します。

主要事業３０　青少年交流・体験事業の推進　【社会教育課、公民館】　拡充

・国際社会で主体的に行動できるグローバル人材の育成を目指し、外国の文化や生活等の直接体験ができる中学生海外体験学習事業を推進します。

主要事業３２ 暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進【公民館】拡充

・施設予約システムによる、利用者の利便性の向上と新たな利用者層への取組を実施します。

主要事業３５　文化財の保存及び活用　【郷土博物館】　拡充

・国史跡下布田遺跡整備事業を推進します。また、整備後は、史跡及びガイダンス施設を拠点とした事業を展開します。

5　計画期間

令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とします。

計画等＼年度	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）	令和8（2026）	令和9（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）	令和12（2030）	令和13（2031）
基本構想	調布市基本構想（令和５年度～令和１２年度）								
基本計画	前期基本計画（令和５年度～令和８年度）				後期基本計画（令和９年度～令和１２年度）				
教育プラン	教育プラン（令和５年度～令和８年度）				**教育プラン２０３０**				
市長任期									
教育大綱	教育大綱＜第３期＞				教育大綱＜第４期＞				
学習指導要領（小学校）	学習指導要領（令和２年度～令和１１年度）							新学習指導要領	
学習指導要領（中学校）	学習指導要領（令和３年度～令和１２年度）								新学習指導要領

6　各計画等との関係

本プランは教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を推進していきます。

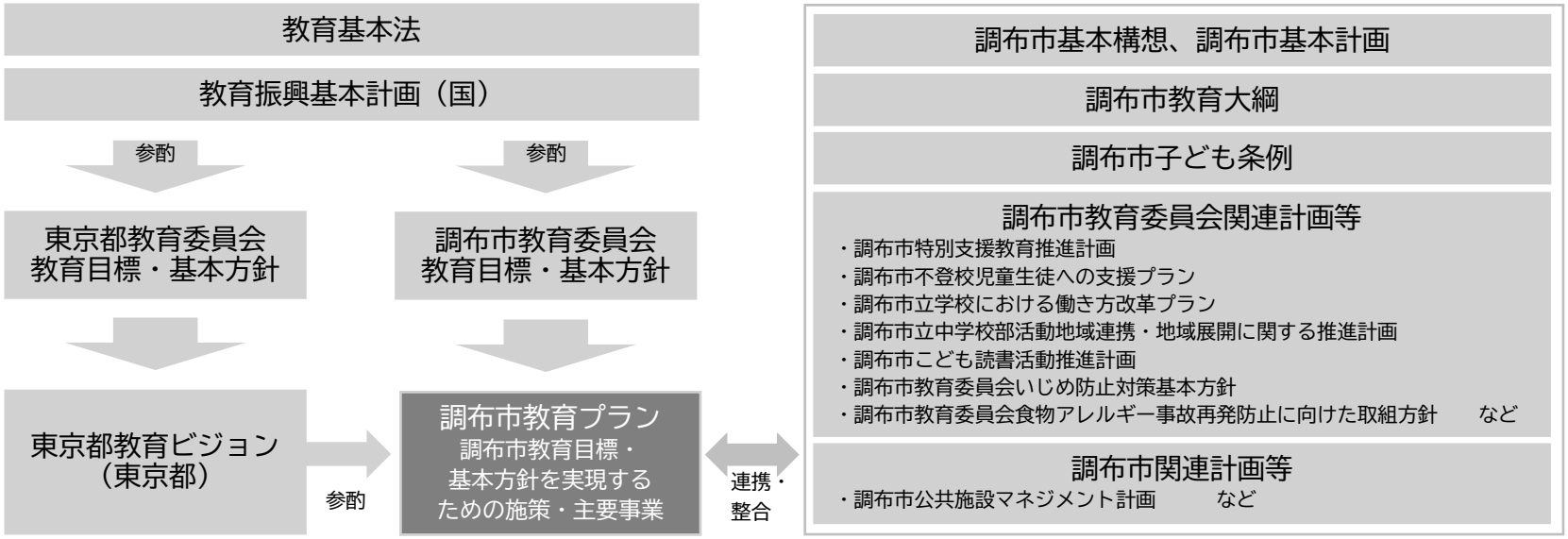

7　調布市教育委員会基本方針

策定中

第２章　施策の展開

１　施策の体系図

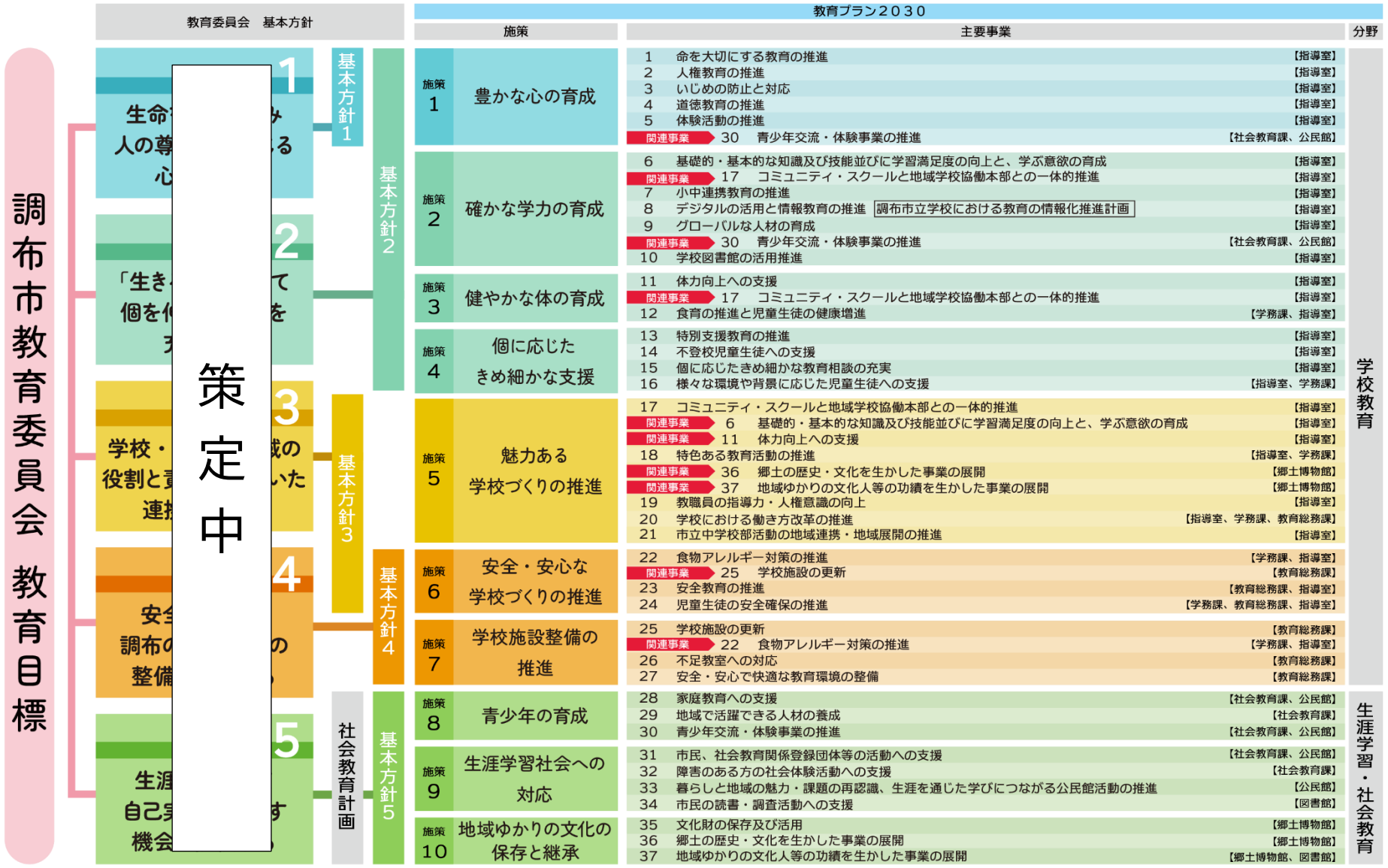

２　各施策について

施策１　豊かな心の育成

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童生徒の割合 ※全国学力･学習状況調査	≪令和7年度実績≫ 小学校　95.5% 中学校　95.7%	小学校　100.0% 中学校　100.0%

（２）施策のねらい

一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

（３）背景

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

いじめの認知件数は概ね横ばいで推移してきており、いじめはどの子にも起こりうるという認識のもと「未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処」の４段階を念頭に、関係機関と連携した対策を徹底する必要があります。また、生成ＡＩなどデジタル技術の発展によって間接・疑似体験が増加する中、人間性や生きる力の基盤を培うため、人や社会と関わりあう「直接体験」の機会を確保することも重要です。

（4）主要事業

1　命を大切にする教育の推進 【指導室】

自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、豊かな心を育む教育活動を推進します。

主な取組	○「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童生徒が主体的に考える取組の推進 ○児童生徒に対する普通救命講習、教員に対する上級救命講習の実施

写真

2　人権教育の推進【指導室】

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

主な取組	○人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進

写真

3　いじめの防止と対応 【指導室】

いじめ、児童虐待については、調布市教育委員会いじめ対策基本方針や関係法令等に基づき、スクールカウンセラーの活用や「要保護児童対策地域協議会」との連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し組織的に対応します。

主な取組	○調布市立学校「人権週間」「ふれあい月間」を通じたいじめの未然防止、早期発見、早期対応等につながる取組の推進

写真

4　道徳教育の推進【指導室】

教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標として、物事を多面的・多角的に考え、議論する学習を通じ、道徳教育を推進します。また、児童生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域住民と連携した取組を進めます。

主な取組	○主体的に考え、議論する授業の実践や、道徳授業地区公開講座の実施による保護者・地域への啓発等を通じた道徳教育の充実 ○自尊感情測定尺度（東京都版）における評価シートを活用した教育活動の実施

写真

5　体験活動の推進【指導室】

宿泊を伴う移動教室や中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験活動等を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

主な取組	○学校行事等における他者とのかかわり合いを通じて、お互いのよさや違いを認め合う取組や成功体験・達成感を伴う取組の充実による自尊感情の向上 ○宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による豊かな人間性・生きる力の基盤の育成 ○自然体験活動その他の体験活動を通じて、生きる力の育成を図るとともに、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成
関連事業	**３０　青少年交流・体験事業の推進** **【社会教育課、公民館】** ○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表

写真

写真

施策２　確かな学力の育成

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
全国学力･学習状況調査（国語･算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	≪令和7年度実績≫ 小学校　3．0pt 中学校　8．0pt	小学校　7．0pt 中学校　7．0pt
「主体的･対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童生徒の割合 ※全国学力･学習状況調査の「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか」を合わせた平均値	≪令和7年度実績≫ 小学校　78．3% 中学校　79．2%	小学校　90．0% 中学校　90．0%

（２）施策のねらい

学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

（３）背景

新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保が改訂に向けた基本的な考え方として示されており、これらの視点に立った授業改善を推進し、多様なこどもたちの「深い学び」を確かなものにすることが求められています。

また、ＧＩＧＡスクール構想第２期において、１人１台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成されるデジタル学習基盤を前提とした授業改善の推進や教育データの利活用も求められています。加えて、情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にもしっかり対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図るために、生成ＡＩの急速な普及やＳＮＳの影響に対応した情報モラルやメディアリテラシーの育成が必要です。これらを踏まえ、こどもたちが目標を立て、実行し、振り返るなど自ら学びを調整し、変化の激しい社会を生き抜くための「確かな学力」を主体的・探究的に育む教育の展開が求められています。

写真

（4）主要事業

6　基礎的･基本的な知識及び技能並びに学習満足度の向上と、学ぶ意欲の育成【指導室】

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた学習過程の充実、探究的な学習の充実等を通して、児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

主な取組	○小学校における教科担任制の導入や、少人数指導講師を活用した少人数・習熟度別指導、加配教員による個に応じた指導の充実を通じた確かな学力の育成 ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実 ○外国にルーツを持つこどもなどを対象とした日本語指導教室の実施、日本語指導臨時講師の学校への派遣等による日本語指導の充実
関連事業	**１７　コミュニティ･スクールと地域学校協働本部との一体的推進　【指導室】** ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実

7　小中連携教育の推進【指導室】

義務教育９年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中１ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着につなげます。また、小学校入学予定幼児等の情報共有の場を設けるとともに、互いの教育活動についても意見交換を行い、幼保小の円滑な接続の推進を図ります。

主な取組	○小中連携による円滑な接続の推進

写真

８　デジタルの活用と情報教育の推進【指導室】

デジタル学習基盤の整備・改善・充実によりデジタルを日常的に活用できる環境を整え、児童生徒１人１台端末を活用した個に応じた学習過程の充実を図ります。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、デジタルの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童生徒の情報活用能力を育成します。スマートフォンや１人１台端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、急速に進展する生成ＡＩに関するＡＩリテラシーの育成、ＳＮＳの適切な使用方法を考える機会を拡充し、情報モラルやメディアリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

主な取組	○児童生徒１人１台端末の効果的な活用に向けたデジタル学習基盤の計画的な整備 ○教育データ利活用による教師の見取りの充実に向けた支援 ○ＩＣＴ支援員による研修、各学校の好事例の共有等による教員のデジタル活用能力の向上 ○生成ＡＩ等技術の進展を踏まえた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成

写真

写真

９　グローバルな人材の育成　【指導室】

オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」等の５つの資質を、「学校２０２０レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

また、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

主な取組	○外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用等による「使える英語」を習得する意欲の醸成や小中連携の視点も踏まえた実践的教育の推進 ○「学校２０２０レガシー」等として、国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成や異文化の理解、障害者等に対する理解の促進による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
関連事業	**３０　青少年交流・体験事業の推進** **【社会教育課、公民館】** ○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表

１０　学校図書館の活用推進【指導室】

各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

主な取組	○学校図書館を活用した読書、学習活動の推進

写真

施策３　健やかな体の育成

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	≪令和7年度実績≫ 小学校　▲1.8pt 中学校　　8.1pt	東京都の平均値 を上回る （小学校・中学校）
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	≪令和7年度実績≫ 小学校　男69.6%　女62.4% 中学校　男65.4%　女60.5%	小学校　男・女　75.0% 中学校　男・女　70.0%

（２）施策のねらい

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

写真

（３）背景

個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視する考え方としてＳＷＧｓ（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ　Ｇｏａｌｓ）といった新たな概念も議論され、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本として、その更なる向上を図ることが求められている中、その基盤の一つである児童生徒の健やかな体を育成することは重要です。

また、体力や技能、性別、障害の有無等にかかわらず児童生徒が運動やスポーツに親しむ機会を確保し、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成するとともに、教員の指導力向上に向けた取組を推進することも重要となります。

（4）主要事業

１１　体力向上への支援【指導室】

市立小・中学校全校の児童生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の場や機会を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化につながる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。

また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

主な取組	○日常の体育授業等における運動機会の確保や体力向上を図るための授業改善の推進 ○プロアスリートによる体験教室や教員研修の実施等、体力・運動能力の向上に関する取組推進
関連事業	**１７　コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進　【指導室】** ○地域人材の活用（部活動の外部指導員及び運動系の外部講師）

写真

写真

１２　食育の推進と児童生徒の健康増進
【学務課、指導室】

児童生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童生徒の食育を推進します。

関係団体と連携した健康推進事業を行うことにより、児童生徒の健康に関する知識や規則正しい生活習慣の定着を図ります。

主な取組	○小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく、食育指導の推進 ○学校給食への地場農産物の活用推進 ○タブレット等を活用したデジタル化に対応した食育の推進 ○食育推進事業（長野県木島平村（姉妹都市）産の食材を使用した献立、親子料理教室、ゲゲゲ忌にちなんだ給食献立の工夫等）の実施 ○児童生徒の健康増進事業（小児生活習慣病予防健診・健康相談、歯と口の健康維持のための刷掃指導、喫煙による身体への悪影響に関する教育、薬物乱用防止教育）の実施

写真

写真

施策４　個に応じたきめ細かな支援

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率	≪令和7年度実績≫ 小学校　94.8% 中学校　100%	小学校　100.0% 中学校　100.0%

（２）施策のねらい

全ての児童生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

写真

（３）背景

国の第４期教育振興基本計画では「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会」の実現が方針に掲げられており、東京都もインクルーシブな教育や不登校児童生徒への多様な支援を推進しています。また、新学習指導要領においては、多様なこどもがいることを前提とした教室環境や授業づくり、本人・保護者との建設的な対話を通じた合理的配慮、障害の状態等に応じた柔軟な教育課程の編成が重視されています。

こうした動向を踏まえ、魅力ある学校づくりや多様な教育機会の確保、教育支援センター（太陽の子・ＣＡＮＶＡＳ）や学びの多様化学校分教室（はしうち教室）、訪問型支援（みらい）の充実が必要です。さらに、ヤングケアラーや児童虐待など、複雑化する家庭環境の課題を早期発見し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門人材や関係機関と連携しさらなる体制の充実と切れ目のない支援を推進することが求められています。

（４）主要事業

１３　特別支援教育の推進【指導室】

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、全ての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、全てのこどもが十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、全ての学校、全ての学級で特別支援教育を推進します。

主な取組	○「調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進 ○通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員の研修充実 ○障害のある児童生徒への環境・体制整備

写真

１４　不登校児童生徒への支援【指導室】

児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

主な取組	○「調布市不登校児童生徒への支援プラン」に基づく取組の推進 ○児童生徒が安心して学び、過ごせる学校づくりの推進 ○児童生徒の主体性とつながりを育む「絆づくり」の充実 ○教育支援センター「太陽の子」・「ＣＡＮＶＡＳ」及び学びの多様化学校分教室「はしうち教室」の円滑な運営 ○不登校児童生徒支援プロジェクト「ＳＷＩＴＣＨ」（メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチ、学校に行きづらいこどもの保護者の集いの実施等、大学との連携事業）や、訪問型支援事業「みらい」等による不登校児童生徒に対する支援の充実 ○文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」や東京都教育委員会「ふれあい月間」のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析

１５　個に応じたきめ細かな教育相談の充実【指導室】

児童生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱えるこどもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。

主な取組	○教育相談の充実と関係機関との連携 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 ○１人１台端末を活用した心の健康観察の実施による、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期発見や早期支援

写真

１６　様々な環境や背景に応じた児童生徒への支援【指導室、学務課】

経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

主な取組	○スクールカウンセラーによる小学校第５学年及び中学校第１学年の全児童生徒に対する面接実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる様々な環境や背景に応じた児童生徒への支援体制の充実 ○就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続

写真

施策５　魅力ある学校づくりの推進

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
市立中学校において、恒常的に休日の活動を行っている部活動のうち、休日の活動を地域クラブ活動として運営している部活動の割合	《令和7年度実績》 0	※令和8年度に実施する「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」の改定にあわせて目標値を設定します。

（２）施策のねらい

児童生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

写真

（３）背景

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、市立小・中学校全校で導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部との一体的推進の定着と認知度向上、取組の充実を図る必要があります。

また、教員の処遇改善や働き方改革に関する国の制度改正を踏まえ、教員が質の高い教育活動に専念できる環境整備を進めることが不可欠です。さらに、国・東京都の方針に基づき、中学校部活動の地域連携・地域展開を推進し、地域社会と一体となった持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を構築していく必要があります。

（4）主要事業

１７　コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進【指導室】

市立小・中学校全校で導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部との一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域住民等の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、児童生徒の意見にも耳を傾けながら、学校教育活動の充実、活性化を図ります。

主な取組	○研修会や巡回指導等を通じたコミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的な取組への支援
関連事業	**６　基礎的・基本的な知識及び技能並びに学習満足度の向上と、学ぶ意欲の育成　【指導室】** ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実 **１１　体力向上への支援　【指導室】** ○地域人材の活用（部活動の外部指導員及び運動系の外部講師）

１８　特色ある教育活動の推進【指導室、学務課】

多彩なゲストティーチャーの招へい、自然体験活動の実施など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、中学校学校選択制は、通学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば、受入予定人数の範囲内で入学できる制度であり、学校説明会や学校公開を通じて、各学校の特色を理解し、希望に沿った学校を選択できるようにすることで、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。

主な取組	○特色ある学校づくり推進交付金や市内の教育資源を活用した特色ある教育活動の充実
関連事業	**３６　郷土の歴史・文化を生かした事業の展開【郷土博物館】** ○学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等の実施 **３７　地域ゆかりの文化人等の功績を生かした事業の展開　【郷土博物館】** ○博学連携事業の充実

１９　教職員の指導力・人権意識の向上【指導室】

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるＯＪＴ研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、デジタルの活用や東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。

また、教員の人権意識の更なる向上を図るため、いじめの防止等、体罰、不適切な指導・暴言、児童生徒への性暴力等の根絶、経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つこども、ＬＧＢＴＱ等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。

主な取組	○新学習指導要領の実施を見据えた「授業改善推進プラン」に基づく取組の推進 ○「新たな教師の学びの姿」を支援する、学校、教育経営研究室、指導主事の連携による研修、指導の推進 ○教員の指導力・人権意識の向上、服務事故防止、体罰防止や不適切な指導・暴言等に関する研修の実施

２０　学校における働き方改革の推進【指導室、学務課、教育総務課】

「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組、校務ＤＸの推進等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

主な取組	○「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組の推進 ○学校給食費に係る公会計の導入

写真

２１　市立中学校部活動の地域連携・地域展開の推進【指導室】

「調布市立中学校部活動地域連携・地域展開に関する推進計画」に基づき「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という視点で調布の地域資源を活用した持続可能な地域クラブの整備を推進します。学校部活動から地域クラブ活動への展開にあたっては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、発展させつつ、生徒が地域の中で主体的に様々なスポーツ・文化芸術活動を親しむことができる環境の構築を推進していきます。

主な取組	○「調布市立中学校部活動地域連携・地域展開に関する推進計画」に基づく取組の推進

写真

写真

施策６　安全・安心な学校づくりの推進

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	《令和7年度実績》 31，398人	31，500人

（２）施策のねらい

児童生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

写真

（３）背景

平成２４年の食物アレルギー死亡事故を教訓に、「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づき事故防止と緊急時の的確な対応を徹底し続ける必要があります。また、不審者や交通事故、自然災害、熱中症事故に加え、ＳＮＳ等に起因する性被害等のリスクから学校と地域住民等が密に連携し、児童生徒を守る対策が急務です。「こども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）」の導入を踏まえた安全な教育環境の整備とともに、文部科学省の推進する「生命（いのち）の安全教育」などの実践的な指導を強化する必要があります。

また、「医療的ケア児支援法」及び調布市立小・中学校における医療的ケアガイドラインに基づき、看護師等の配置や環境整備を進め、すべての児童生徒が安全・安心に過ごせる学校づくりを推進していく必要があります。

（4）主要事業

２２　食物アレルギー対策の推進【学務課、指導室】

食物アレルギーのある児童生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、教職員の意識・知識・技能の向上に努めます。引き続き、事故を教訓に、再発防止のための食物アレルギー対策を推進します。

主な取組	○東京慈恵会医科大学西部医療センターとのアレルギー・アナフィラキシー対応ホットラインの運用、関係機関との連携による食物アレルギーに関する正しい知識及びエピペンやネフィーの投与・処置の習得 ○アレルギー対応専用調理室の設置等、計画的な施設整備の推進 ○調布市医師会、アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等
関連事業	**２５　学校施設の更新　【教育総務課】** ○給食室改修工事に伴うアレルギー対応専用調理室の設置

２３　安全教育の推進【教育総務課、指導室】

大震災や近年頻発する水害、土砂災害を踏まえ、調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。

主な取組	○「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進 ○「生命（いのち）の安全教育」の取組推進

２４　児童生徒の安全確保の推進
【学務課、教育総務課、指導室】

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

さらに、「朝の小１の壁」対策として令和７年度から開始した「みまモーニング（調布市立小学校児童への早朝見守り事業）」を継続することにより、児童の朝の居場所づくりを図ります。

主な取組	○通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理、通学路の合同点検の実施等 ○「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく、シックハウス対策の実施 ○看護師等の人的支援と医療的ケアに必要な備品の整備を通じた、医療的ケア児への支援体制の充実 ○地域人材を活用した「みまモーニング（調布市立小学校児童への早朝見守り事業）」の実施 ○地域学校協働本部事業による地域人材を活用した校外学習等の引率補助や見守り

写真

施策７　学校施設整備の推進

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	《令和7年度実績》 屋上防水　100% 外壁　100% 受変電設備　100%	屋上防水　100%（102／102棟） 外壁　100%（102／102棟） 受変電設備　100%（28／28棟）

（２）施策のねらい

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童生徒が良好な学習環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

写真

（３）背景

児童生徒が安全・安心かつ快適に学べるよう、「調布市学校施設整備方針」等に基づき、老朽化対策や長寿命化、空調設備・トイレ改修等の適切な維持保全を計画的に進める必要があります。また、中学校における「３５人学級」の段階的導入に伴い、ピークを迎える学級数に対応した適切な教室確保等の環境整備が急務となっています。

さらに、発災時における避難所機能の強化や、市の「ゼロカーボンシティ」推進に資する、高断熱化・省エネルギー化等の環境に配慮した施設整備が求められています。

（４）主要事業

２５　学校施設の更新【教育総務課、学務課】

構造躯体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との集約・複合化等を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。

また、ユニバーサルデザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかＬＥＤ照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。

主な取組	○「調布市学校施設整備方針」及び「調布市公共施設マネジメント計画」に基づく取組の推進 ○若葉小学校、第四中学校、図書館若葉分館の一体型施設整備の推進 ○学校施設の建替や大規模な改修工事における高断熱化や省エネルギー化等の実施 ○「小・中学校プールのあり方に係る基本的な考え方」に基づく取組 ○給食室改修工事に伴うアレルギー対応専用調理室の設置
関連事業	**２２　食物アレルギー対策の推進　【学務課、指導室】** ○給食室改修工事に伴うアレルギー対応専用調理室の設置

２６　不足教室への対応 【教育総務課】

中学校における３５人学級編制標準の引き下げや児童生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

主な取組	○普通教室を整備する改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施 ○「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域の指定（市長部局との連携）

写真

２７　安全・安心で快適な教育環境の整備
【教育総務課】

計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持しながら、学校施設の整備を推進します。

緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ的確な改修に努めます。また、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組むとともに、トイレの部分改修を引き続き推進し、学校施設の適切な維持管理及び環境改善に努めます。

さらに、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、引き続き避難所機能の充実を図ります。

主な取組	○計画的な維持保全改修及び修繕の実施 ○校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理 ○窓ガラスへの遮熱フィルム等の設置やプールの日除けなどの夏季の暑さ・熱中症対策等 ○校舎内のバリアフリー対応の充実等、避難所機能の充実 ○「小・中学校プールのあり方に係る基本的な考え方」に基づく取組

写真

写真

施策８　青少年の育成

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
リーダー講習会(ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会)の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の修了証授与者数	《令和7年度実績》 361人	365人

（２）施策のねらい

地域や家庭、関係機関が連携を図り、こどもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流や海外体験等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

写真

（３）背景

こどもを取り巻く環境の変化や家庭・地域の教育力の低下が指摘される中、地域全体でこどもたちの健やかな成長を支える取組を進めることが求められています。

次代を担う青少年が、変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、調布市が約６０年にわたり実施してきたリーダー講習会等の実績を活かし、健全育成の場の提供や地域社会を担う人材の育成を、学校・家庭・地域・行政の連携のもと推進していく必要があります。

また、青少年が地域課題の解決や国際交流、多様な体験活動に主体的に関わることは、社会の課題を自分事として捉え、他者と協働しながらより良い社会を創り出す資質・能力を育むうえで重要です。そのため、地域社会の一員として主体的に参画できる活動機会の充実が求められています。

（4）主要事業

２８　家庭教育への支援【社会教育課、公民館】

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校ＰＴＡが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。

また、各公民館における子育て支援のための家庭教育事業の実施に加え、市民ニーズに応じた家庭教育への支援を検討し、地域や家庭での教育力の向上を図ります。

主な取組	○家庭教育セミナーに対する助成等の実施 ○公民館家庭教育事業の実施 ○市民ニーズに応じた家庭教育への支援策の検討

写真

２９　地域で活躍できる人材の育成【社会教育課】

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の育成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。

主な取組	○ジュニアリーダー講習会（中学生対象）・シニアリーダー講習会（高校生学齢対象）・レクリエーション講習会（高校生学齢以上対象）の実施 ○ジュニアサブリーダー講習会（小学生対象）の支援

写真

３０　青少年交流・体験事業の推進
【社会教育課、公民館】

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。

また、国際社会で主体的に行動できるグローバル人材の育成を目指し、外国の文化や生活等の直接体験ができる中学生海外体験学習事業を推進します。

さらに、こどもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

主な取組	○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表 ○調布っ子“夢”発表会の実施と、こどもたちが発表の成果を感じられるような取組の継続 ○八ケ岳少年自然の家、青少年交流館の維持管理・運営 ○二十歳のつどいの実施 ○公民館青少年教育事業の実施

写真

写真

施策９　生涯学習社会への対応

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
社会教育施設(図書館)の満足度 ※調布市民意識調査	《令和7年度実績》 83.5%	87.0%
公民館の入館者数･事業参加者数	《令和7年度実績》 58,122人	64,000人

（２）施策のねらい

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、誰もが学び、参加し、活躍できるインクルーシブ社会の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

写真

（３）背景

人生１００年時代やＳｏｃｉｅｔｙ５．０の到来に伴い市民の生活様式や学習ニーズが多様化する中、利用者のニーズに応じて「生涯を通じた学びと活動の循環」を形成すること、また、誰もが生涯にわたり学び続けることができる環境づくりや、学び直しへの支援をすることが求められています。

公民館や図書館等の社会教育施設は、利用者に身近な施設として、誰でも利用しやすい環境を整えるとともに、市民の参加と協働を得て、地域に根ざした取組を行っていくことが必要です。また、生活を支え、暮らしに役立つサービスの提供や、地域社会に生かすことのできる施策等の展開が必要です。

（４）主要事業

３１　市民、社会教育関係登録団体等の活動への支援【社会教育課、公民館】

社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。

公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の活動支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。

主な取組	○社会教育関係登録団体や学習グループ、公民館登録団体の活動支援、活動成果の発表、市民に還元する機会の提供 ○社会的に制約のある方の学習参加の支援 ○公民館利用団体連絡会の活動支援 ○学校施設の開放による、スポーツ・文化等、生涯学習の場の提供

３２　障害のある方の社会体験活動への支援【社会教育課】

障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。

主な取組	○「遊ｉｎｇ」、「杉の木青年教室」、「のびのびサークル」など、障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施

写真

３３　暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進【公民館】

公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。

また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。

主な取組	○公民館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供 ○子育て支援のための家庭教育、高齢者の健康づくりや生きがい、国際社会や共生社会への理解等、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施 ○学習成果の発表と市内近隣学校を含む地域との交流の場となる地域文化祭の開催 ○市内近隣学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実 ○公民館施設の適切な維持管理 ○施設予約システムによる、利用者の利便性の向上と新たな利用者層への取組

写真

写真

３４　市民の読書・調査活動への支援【図書館】

図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料及び映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、市民ニーズに応じた図書館サービスの検討に取り組みます。

「調布市こども読書活動推進計画」に基づき、市内学校との連携や、乳幼児、配慮が必要なこどもへのサービスの充実など、発達段階に応じたこどもの読書活動の取組を推進します。

主な取組	○図書館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供 ○学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存 ○レファレンスサービス、図書館利用に障害のある方へのサービス（音訳、点訳、宅配サービス等）の充実 ○地域資料のデジタル化の推進 ○市民ニーズに応じた図書館サービスの検討 ○「調布市こども読書活動推進計画」に基づく取組推進 ○市内学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実 ○中高校生世代を対象としたＹＡ（ヤングアダルト）サービスの充実 ○図書館施設の適正な維持管理及び施設整備への取組

写真

写真

施策１０　地域ゆかりの文化の保存と継承

（１）成果指標

成果指標	現状値	目標値
歴史･文化財の保存や継承の満足度	《令和7年度実績》 85.7%	86.0%

（２）施策のねらい

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

写真

（３）背景

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。また、文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものです。

教育委員会は、文化財が地域の中で愛され、市民をはじめ多くの人が関わりを持ちながら次世代へと継承されるよう文化財の保存と活用の取組を推進していく必要があります。また、郷土博物館、実篤記念館、図書館は、地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産に関わる資料と関連する情報や知見を収集、蓄積、活用し、市民の郷土に対する愛着と誇りを育みながら、発展的に次世代に継承する必要があります。

（４）主要事業

３５　文化財の保存及び活用【郷土博物館】

調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めます。また、引き続き、東京文化財ウィークに参画し、市内文化財に触れる機会の充実を図ります。国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、市指定史跡である近藤勇生家跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。国史跡下布田遺跡整備事業では、令和９年度末頃の開館を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」、配架図書や体験学習プログラムの充実、史跡を活用した学校連携事業や縄文まつりの開催に向けた準備を進めます。また、国登録有形文化財である真木家住宅について、保存・活用を検討します。

主な取組	○文化財の指定・保存管理・活用 ○文化財の所有者への支援 ○郷土芸能の保存・継承 ○国史跡・文化財の保存・活用 ○ボランティアの育成と地域の活力向上の取組 ○市内埋蔵文化財発掘調査

３６　郷土の歴史・文化を生かした事業の展開【郷土博物館】

郷土博物館では、郷土の歴史・文化に触れることで知的好奇心が満たされ、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることへとつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めます。調布市を特徴づける歴史・文化については、資料や関連情報の調査・研究により知見を深め、その成果を展示や普及事業等で活用します。また、博物館法に基づき、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めるとともに、博物館収蔵資料データの整備・公開を進めます。

主な取組	○郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進 ○博物館収蔵資料台帳の整備とデジタルアーカイブ化の推進 ○郷土の歴史・文化の調査研究と成果の展示や普及事業への活用 ○学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等の実施 ○継承の意識の共有に向けた取組 ○郷土博物館の機能・役割、施設に関する課題・方向性の整理 ○深大寺水車館管理運営

３７　地域ゆかりの文化人等の功績を生かした事業の展開【郷土博物館、図書館】

武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、施設機能の向上を図ります。また、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を展開するとともに、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能の充実を図ります。

図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

主な取組	○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ○博学連携事業の充実 ○実篤関連の作品・資料の収集、整理・保存、修復、活用と情報発信 ○武者小路実篤記念館の情報提供システム更新 ○実篤記念館の機能向上を図る改修 ○実篤公園・旧実篤邸の保存・活用と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討 ○地域ゆかりの文化人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進、資料の収集、保存、提供 ○「映画のまち調布」の特色を生かした事業の展開

写真

写真

第３章　教育プランの推進にあたって

１　連携・協力体制

調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む１０の施策・３７の主要事業を定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、家庭、地域住民、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことに加え、この間の教育委員会制度改革や調布市教育大綱の内容も踏まえ、市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進していきます。

２　プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、毎年度の取組状況を有識者による点検・評価を実施し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・主要事業の進行管理を行うことで、次年度以降の取組につなげています。

本プランの進行管理についても、これまでどおり、有識者による点検・評価を実施しながら、取組を着実に推進していきます。

「調布市教育大綱」との連携イメージ

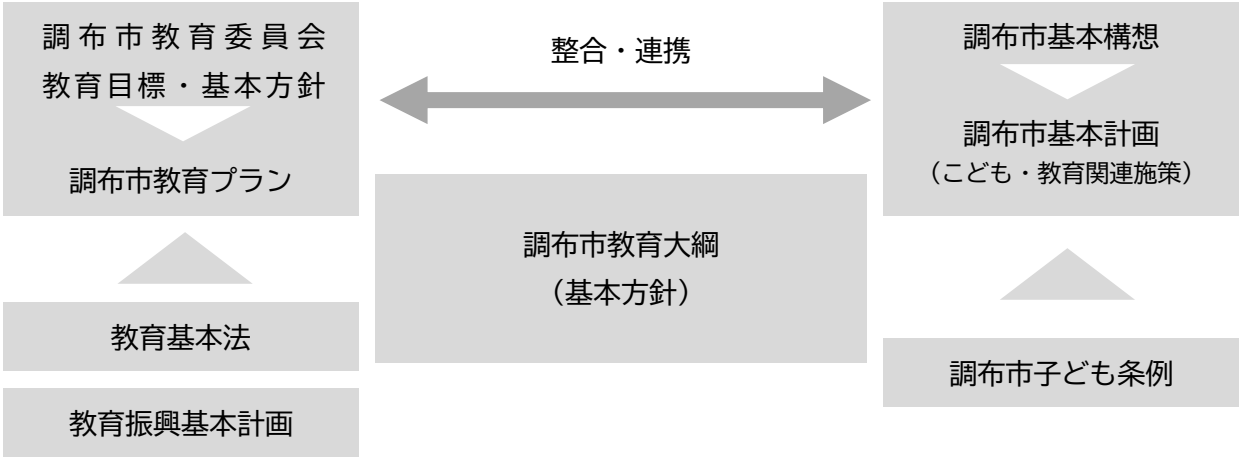

資料編

１　調布市教育委員会教育目標

調布市教育

年１２月２３日
教育委員会決定

教育は、人
われなければ
を基盤におい

育成を期して行
生学習の考え方
を進める。

学校教育で
付けること

できる力を身に

○ 命の大
○ 豊かな
○ 自ら社

展開する。

社会教育で

○ 市民の
○ 市民の
○ 市民自

などの施策
また、学校

の教育を支えて
いく、という
教育力を高め

など、地域の

策定中

２　調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下５つの基本方針及び調布市教育プラン（令和５～８年度（令和５年３月策定、予定））に基づき、総合的な教育施策・調整等を 踏まえ、市

基本方針

【背景】

○２３万人

理解するとともに、互い

○自他の命

る」ことの大切さを、子

○一人一人

様な人々と協働しながら

○調布市立

命の重さや尊さを胸に刻

○体罰や暴

○全国的に

対策推進条例」が制定さ

うない。

【施策の方

○いじめ

育や心の教育、そして防

○知識を得

して捉え、実生活や社会

○教職員の

○「調布市

めを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

策定中

基本方針２　「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

○学習指導
○変化の激
ようとす
○指導の個
の実現に
○「義務教
のみを目
められて
○人はみな
ている。
○食物アレ
給食の時
○子どもが
○オリンピ
「豊かな
○共生社会
要かつ適
○令和４年
どもの最
として、

社会に貢献し
もに、これら
学校への復帰
いくことが求
実が求められ
が同じように
っている。
自覚と誇り」
一人一人に必
って、常にこ
括的な基本法

【施策の方

○各学校に
の向上を

り、教育の質

策定中

○子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるＩＣＴ機器の整備・利活用を推進すると

ともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成する。

○全ての子 …ワーカーを中心に、学

○小学生を …訪問型支援事業の実施 …拡充を図り、社会的自

○食物アレ …・地域・関係機関が一

○「学校２ …ームワークや連携・協

○どの子ど …別支援教育を推進する

○「こども …映させるために必要な

基本方針

【背景】

○学校や地 …家庭・地域の連携・協 …れている。

○学校教育 …より、誇りややりがい

○近年、全 …ている。このため、自 …た、学校は地域の避難

○近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

策定中

【施策の方向性】

○子ども
○学校・家 コミュニティ
スクール
○「調布市 実現に繋げる。
○地域と一
○学校・家 含むＩＣＴメデ
ィアリテ

基本方針

【背景】

○教育人口 別学習指導や特
別支援教 には、安全・安
心の観点
○食物アレ れている。
○学校にお ・生徒が安全・
安心に教

【施策の方

○教育人口 の状況に応じた
老朽化対
○「調布市 施設の建て替え
や長寿命 え、省エネルギ
ー化等、
○感染状況 人的支援や教
員への研修等、支援体制を整備する。

策定中

基本方針５　生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

○人生１（　　充実した生活を送るため

【施策の方

○地域の資

○市民自ら　　境づくりを推進する。

策定中

３　調布市の教育を取り巻く動向

（１）児童生徒数、学級数の推移

調布市では児童数は令和６年度をピークに減少し、生徒数は令和１０年度をピークに減少することが見込まれています。

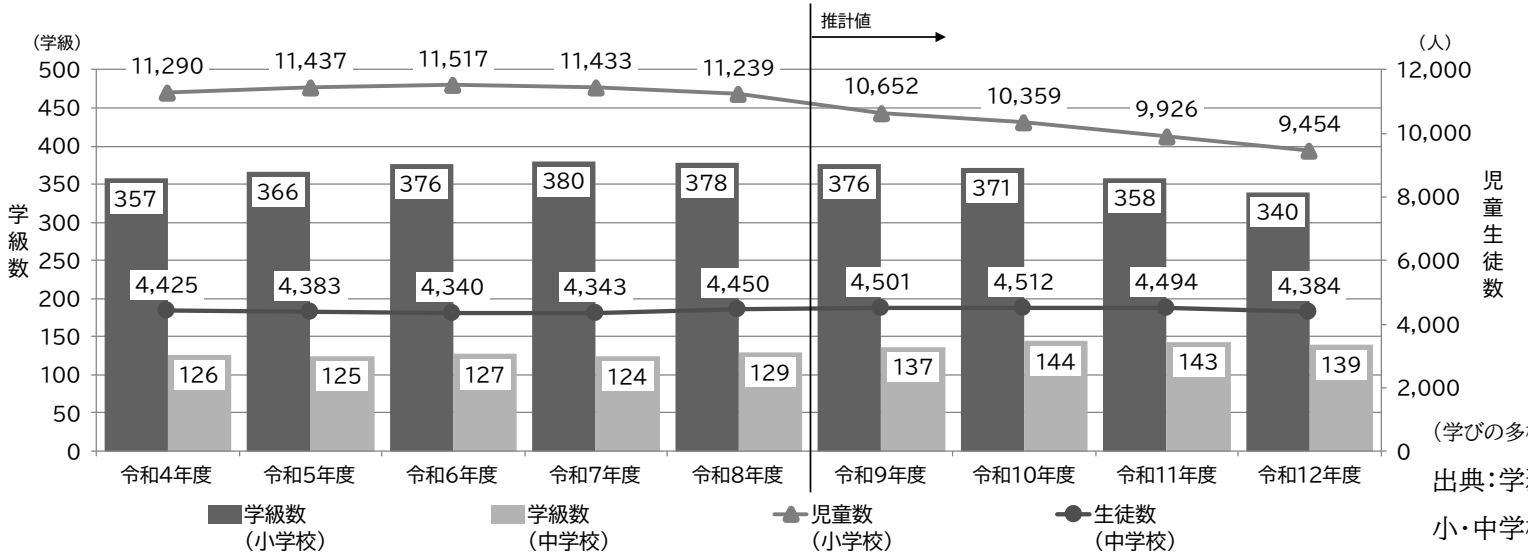

（学びの多様化学校分教室及び特別支援学級を除く）

出典：学務課（推計値は「令和7年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について」を参考に作成）

（２）市の教育費の推移

（令和５～８年度　歳出予算）

一般会計における教育費の割合は近年増加傾向にあり、令和８年度で１２．９％となっています。教育費は近年では、民生費に次いで高い構成比率となっています。

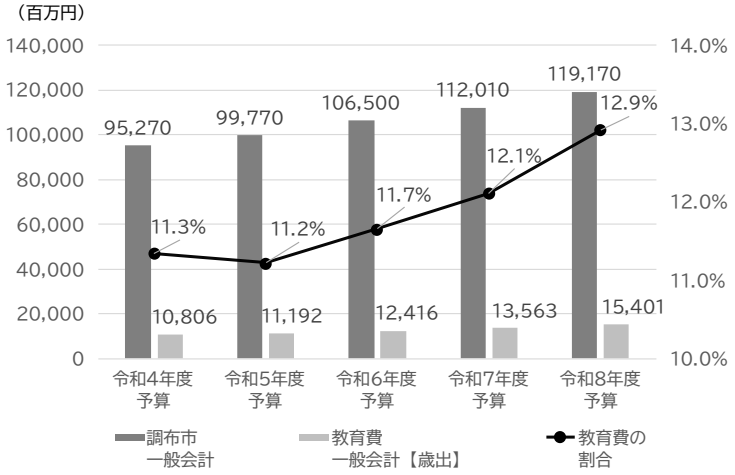

出典：調布市「一般会計歳入歳出予算」

（３）いじめの認知件数（関連施策　施策１）

いじめは、「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」に基づき、幅広く認知するようにしています。いじめの認知件数は、令和６年度、小学校で１，７４６件、中学校で２８６件となっています。いじめを初期段階や軽微なものも含めて積極的に認知することは、早期発見・早期対応につながる重要な取組です。

各学校では、児童生徒へのアンケート調査や教育相談等を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、認知したいじめについて組織的に対応し、解消に向けた取組を進めています。

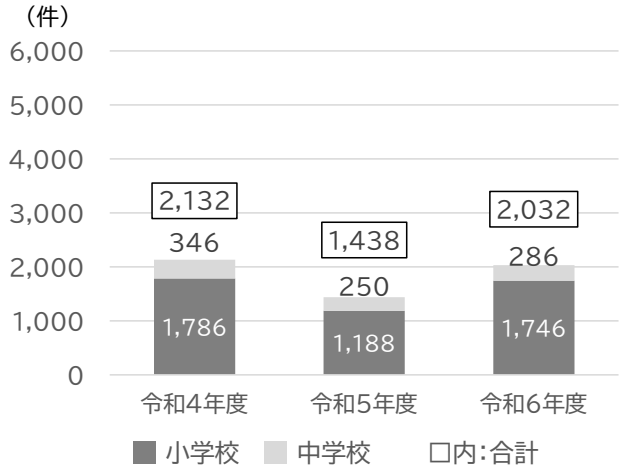

出典：指導室

（４）児童生徒の学力向上を図るための調査（関連施策　施策２）

調布市の児童生徒の学力を東京都の平均と比較してみると、令和７年度は、小学生では３ポイント上回っており、中学生では８ポイント上回っています。

平均正答率：％

科目	小学校			中学校		
	都	市	市－都	都	市	市－都
国語	70	72	2	57	61	4
算数（数学）	64	65	1	53	57	4
計	134	137	3	110	118	8

出典：令和7年度全国学力・学習状況調査

（５）児童生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（関連施策　施策３）

調布市の児童生徒の体力・運動能力等の体力合計点を東京都の平均と比較してみると、令和７年度は、小学生では１．８ポイント下回っており、中学生では８．１ポイント上回っています。

男女・学年			都	市	市－都
男	小	1	28.6	28	▲ 0.6
		2	35.9	34.9	▲ 1.0
		3	42.1	41.7	▲ 0.4
		4	47.9	48.6	0.7
		5	53.1	53.3	0.2
		6	58.8	59.8	1.0
	中	1	33.5	34.6	1.1
		2	41.4	42.9	1.5
		3	48.1	50.8	2.7
女	小	1	28.4	28.3	▲ 0.1
		2	35.6	34.9	▲ 0.7
		3	41.7	41.1	▲ 0.6
		4	48	47.6	▲ 0.4
		5	53.6	53.3	▲ 0.3
		6	59	59.4	0.4
	中	1	42.4	43.5	1.1
		2	46.9	47.6	0.7
		3	49	50	1.0
小学校合計			532.7	530.9	▲ 1.8
中学校合計			261.3	269.4	8.1

出典：令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力・生活・運動習慣等調査

（６）不登校児童生徒の出現率（関連施策　施策４）

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により、年間３０日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

本市の不登校児童生徒の出現率は、令和６年度、小学校で２．０８％、中学校で７．９７％となっています。

不登校児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた支援を行うため、教育支援センター「太陽の子」、「ＣＡＮＶＡＳ」や学びの多様化学校分教室「はしうち教室」、訪問型支援「みらい」など、多様な学びの場や支援の充実に取り組んでいます。

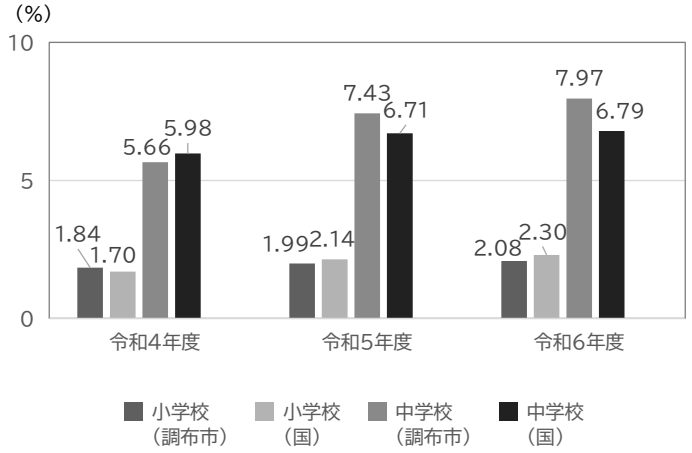

出典：指導室

（７）学校内外の機関等への相談状況（関連施策　施策４）

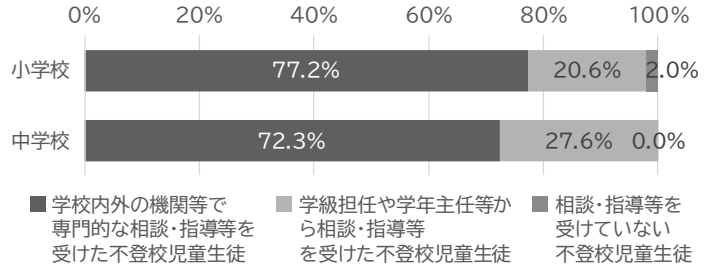

出典：指導室

不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、令和６年度、小学校で２．０％、中学校で０％となっています。

各学校における支援に加え、教育支援センターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を進めることで、不登校児童生徒の多くが学校内外のいずれかの機関等とつながっています。

（８）こどもが安心して学ぶことができる教育環境の整備（関連施策　施策４）

知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和８年度、小学校で１８４人、中学校で７６人となっており、小学校において増加傾向にあります。また、校内通級教室を利用する児童生徒数は、令和８年度、小学校で８０１人、中学校で１９５人となっており、小・中学校ともに増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・必要な支援を行うことができるよう、特別支援教育の充実に取り組んでいます。

○調布市特別支援学級（固定）

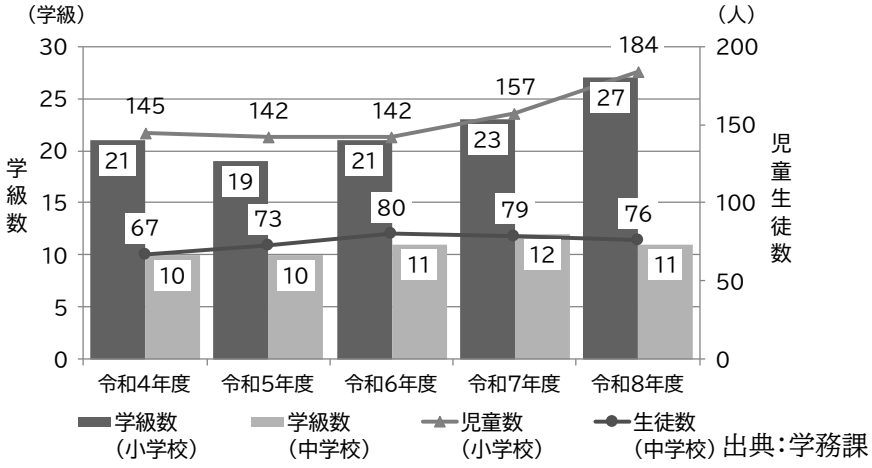

出典：学務課

○校内通級教室利用者数

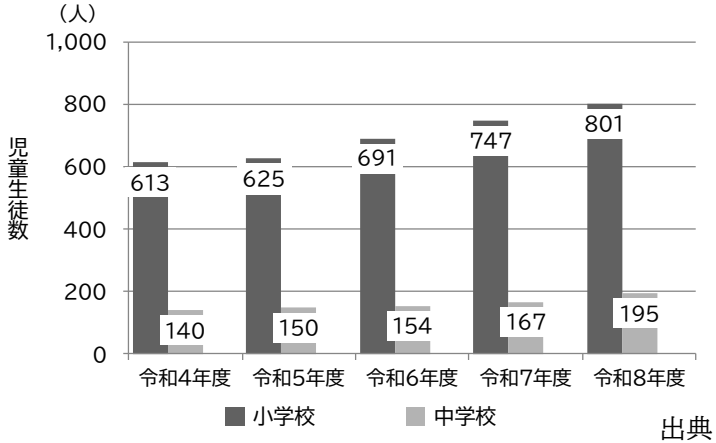

出典：学務課

（９）市立小・中学校主要校舎の築年数別棟数（令和８年４月１日時点）（関連施策　施策７）

調布市公共施設マネジメント計画では、構造躯体（ＲＣ）の計画更新を概ね８０年としています。現状では、築後５０年以上経過した施設が３６棟で全体の約４６．８％、４０年以上経過した施設を含めると９２棟で約７３．０％であり、今後、更新時期が集中する恐れがあります。

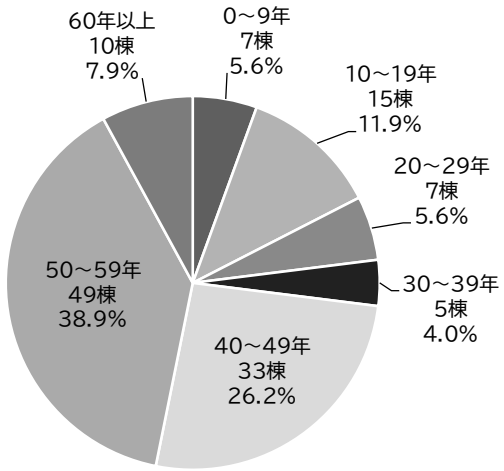

出典：教育総務課（施設担当）

４　調布市社会教育計画について

（１）策定の経緯

調布市社会教育委員の会議は、平成１１年６月に「調布市における社会教育行政の在り方について」を教育長に対して答申し、計画の必要性を示しました。それを受け、平成１３年７月に社会教育法第１７条の規定に基づき、教育長は調布市における社会教育計画の原案づくりを社会教育委員の会議に諮問しました。社会教育委員の会議は、平成１６年８月に「調布市社会教育計画（案）」について答申し、市教育委員会は、平成１７年１０月に、平成２４年度までを計画期間とした「調布市社会教育計画」を策定しました。

その後、社会教育委員の会議は、社会情勢の変化等に対応した社会教育の振興及び新たな調布市総合計画、新たな教育プラン、市の各種計画等との整合のとれた計画的な事業の推進を目的とし、二度の改定を行いました。

（２）調布市教育プランとの統合

令和８年度には、令和４年度策定の調布市社会教育計画が最終年次を迎えるため、社会教育委員の会議は次期計画の在り方について検討を行い、現行計画の成果や課題、計画の実効性などについて協議を重ねて参りました。

その結果、上位計画である調布市教育プランと調布市社会教育計画を統合し、調布市の社会教育施策を一体的に推進するとともに、市民にとって分かりやすい計画体系とすることが望ましいとの方向性を出し、改定作業に取り組みました。

改定作業においては、基本理念「３つの原則」と「３つの立場」を基に、社会情勢の変化に対応した時点修正を中心に検討を重ねました。

（３）調布市社会教育計画の目的

①すべての市民の学びを保障し、調布市基本構想のまちの将来像や、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指すために、社会教育行政が果たす役割と方向を示す。

②学校・家庭・地域の連携が求められる中で、社会教育が学校教育と連携を強化し、家庭教育を支援することで、地域社会の教育力を醸成する。

③社会教育の計画・実施・評価に市民の力を生かし、市民が自主的な社会教育の活動を活発に行える環境づくりに努め、行政と市民がよりよい地域社会の実現に取り組む、育み合う関係を構築する。

（４）調布市社会教育計画を策定する上での基本理念

調布市社会教育計画では、社会性・公共性に基づき、地域を拠点として市民が仲間とともにつながりのなかで取り組むすべての学習活動を社会教育の活動としてとらえ、次の「３つの原則」「３つの立場」を基本理念とします。

①３つの原則

第１に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第２に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。

第３に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

②３つの立場

第１に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第２に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。

第３に、社会教育計画の基礎は、地域である。

（５）社会教育計画　事業一覧

施策8　青少年の育成	
家庭教育セミナーの支援（社会教育課）	PTAが企画・実施する家庭教育セミナーに対し、助言や情報提供、助成等を行うとともに、開催しやすい環境づくりに取り組む。
公民館家庭教育事業の実施（公民館）	子育ての悩みを抱える保護者に学習の機会や情報を提供し、子育て家庭への支援と地域でこどもを守る取組を推進する。
市民ニーズに応じた家庭教育への支援策の検討（社会教育課）	様々な家庭の教育力向上を図るため、市民のニーズに応じた家庭教育への支援策の検討を行う。
地域で活躍できる人材の育成（社会教育課）	各年代向けリーダー講習会やレクリエーション講習会を実施し、青少年の健全育成と地域人材の育成を図る。
青少年交流館の運営（社会教育課）	青少年が同世代や異世代との交流を通じて、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る。
公民館青少年教育事業の実施（公民館）	青少年が様々な体験を通して楽しく学び、仲間づくりを通じて、変化の激しい社会を「生き抜く力」の向上を図る。
二十歳のつどいの運営（社会教育課）	二十歳のつどいを開催し、将来を考える機会を提供するとともに、若者の主体的な参加を促進する。
調布っ子“夢”発表会の実施（社会教育課）	こどもたちに意見発表の機会を提供し、活動を通じてまちづくりへの参加意識の向上を図る。
八ケ岳少年自然の家の管理運営（社会教育課）	昭和58年に開設した施設であり、施設（外構含む）の老朽化が進んでいるため、計画的に維持保全を実施する。
中学生海外体験学習事業の実施（社会教育課）	次代を担う調布市の中学生が、外国の文化、生活等を直接体験することで、多文化共生への理解を深めるとともに、国際的な視野やコミュニケーション能力を得て、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材へと成長する契機とすることを目的として実施する。

施策9　生涯学習社会への対応	
社会的に制約のある方の学習参加の支援（公民館）	社会的に制約のある人（障害者等）が参加しやすい学習の機会を創出し、主体的な学びへの意欲や、地域や社会に貢献する意欲の向上を図る。
学習グループのサポート（社会教育課）	市民の自主的なグループ学習を支援し、学習成果の地域還元を通じて活動の発展と活性化を図る。
社会教育関係登録団体の育成と支援（社会教育課）	社会教育関係登録団体への助成を通じて、市民の自主的な社会教育活動の促進と発展を支援する。
公民館登録団体の地域参加の検討・充実、組織化への支援（公民館）	公民館登録団体との共催や学習グループの育成・登録団体化支援を通じて、自主的な活動と地域活性化を図る。
公民館登録団体の活動支援（公民館）	公民館登録団体の活動を支援し、学習や成果発表の場を提供して生涯学習の推進を図る。
公民館利用団体連絡会の活動支援（公民館）	公民館で活動する団体の交流と連携を目的とした連絡会を通じて、地域に潜在する人材の発掘・活用による地域活性化を図る。
学校施設の開放による市民活動の支援（社会教育課）	学校施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の振興と地域交流の促進を図る。
杉の木青年教室事業の推進（社会教育課）	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する。
遊ing事業の推進（社会教育課）	特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験の機会を提供する。

のびのびサークル事業の推進（社会教育課）	特別支援学級又は特別支援学校の在籍者・卒業生を対象に、ダンス活動を中心に、社会体験の機会を提供する。
公民館成人教育事業の実施（公民館）	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。
公民館国際理解教育事業の実施（公民館）	常に変化する国際社会や多様な文化への理解を深める学習機会を提供し、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進する。
公民館高齢者教育事業の実施（公民館）	高齢者の不安解消や健康増進を目的に、学習と交流の機会を継続的に提供し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援する。
公民館地域連携事業の推進（公民館）	地域の団体や関係機関などと連携し、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。
公民館の適切な維持管理、Wi－fi利用の推進（公民館）	老朽化が進む施設について計画的な施設改修や、利用団体へのWi－fiの利用を促進し、安全で快適な学習環境を提供する。
地域文化祭の実施（公民館）	登録団体等の学習成果を発表や還元する場として、また地域住民との交流を深める場として、地域文化祭を企画・運営する。
公民館の施設予約システム導入（公民館）	公民館において、施設予約システムを導入し、利用者の利便性の向上と新たな利用者層の取組を図る。
図書館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供（図書館）	身近な地域の施設として、多様な資料や情報を提供するとともに、読書推進に向けた講演会等を開催する。また市民の読書活動推進に向けたサークル活動の支援などを行う。分館における読書活動への集会室貸出しや、利用者懇談会、利用支援事業協力者懇談会、ボランティアミーティングなどを行う。
学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存（図書館）	必要な資料や情報を選定・収集・整理・保存し、利用に供するため、使いやすい目録やデータの整備等を行う。
レファレンスサービス、図書館利用に障害のある方へのサービス（音訳、点訳、宅配サービス等）の充実（図書館）	資料探索や調査研究の支援、また調べ方の案内シートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援や環境整備を行う。また、だれもが図書館サービスを利用できるよう音訳、点訳、宅配サービス等の提供・充実を図る。
地域資料のデジタル化の推進（図書館）	調布や地域に関連する地域資料を保全しつつ利用を図るため、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。
市民ニーズに応じた図書館サービスの検討（図書館）	市民のニーズ、利用状況などを踏まえ、さらなる市民サービス向上に向けた検討を行う。
「調布市こども読書活動推進計画」に基づく取組推進（図書館）	こどもの発達段階に応じた読書環境の整備・充実を図るとともに、読書する上で配慮を必要とするこどもへの支援充実に向けた取組を推進する。
市内学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実（図書館）	市内にある学校、施設、団体等と連携し、読書推進に向けたサービス・事業の充実を図る。
中高生世代を対象としたYA（ヤングアダルト）サービスの充実（図書館）	図書館利用が途切れやすいYA（中高生世代を中心としたおおむね13～19歳の利用者）に向けた蔵書構築や展示、イベントの充実に努める。
図書館施設の適正な維持管理及び施設整備への取組（図書館）	宮の下分館・緑ケ丘分館・若葉分館移転整備を着実に進めるとともに、各施設の適正な維持管理に努める。

施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承	
文化財の指定・保存管理・活用 （郷土博物館）	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づき、文化財の指定・登録、文化財説明板の新設・更新を行う。東京文化財ウィークに参画し、文化財に触れる機会の充実を図るほか、講演会、展示等を実施する。また、調布市教育委員会が所管する史跡（下布田遺跡、深大寺城跡、狐塚古墳、近藤勇生家跡）の適切な保存管理を継続する。
文化財の所有者への支援 （郷土博物館）	調布市文化財保存事業費補助金交付事業により、所有者が行う市指定文化財の保存修理事業を支援する。また、調布市文化財保護審議会の調査審議に基づき、文化財の価値を損なわない修理手法や適切な専門業者に関する情報提供など、文化財の所有者への技術的な助言や指導を行う。
郷土芸能の保存・継承 （郷土博物館）	市指定無形民俗文化財「調布のまつりばやし」のほか、未指定の無形民俗文化財「下石原八幡神社の獅子舞」など、市内に残る郷土芸能の保存と継承の取組を支援する。また、後継者の育成や市民の郷土愛の育成に寄与するため、調布市郷土芸能祭ばやし保存会、調布市、調布市教育委員会の共催により「調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を開催する。
国史跡・文化財の保存・活用 （郷土博物館）	国史跡下布田遺跡整備事業を推進し、令和9年度末頃のガイダンス施設開館を目指す。開館後は、縄文時代や下布田遺跡への深い理解につなげるため、展示解説、体験学習プログラム、学校連携事業、講演会を開催するほか、刊行物の発行、情報発信を行う。また、国登録有形文化財である真木家住宅について、保存・活用を検討する。
ボランティアの育成と地域の活力の向上の取組 （郷土博物館）	縄文時代の遺跡と貴重な自然環境を守り、「地域の宝」として次世代に継承していくために、下布田遺跡の保全と活用の担い手となるボランティアを育成する。ガイダンス施設職員やボランティアが、来訪者の拠り所となり、人と人、資料、情報など、様々な「つながりづくり」の中核を担い、下布田遺跡の多面的な価値を活用する取組を支えていく。多くの人の協力による「縄文まつり」の開催を検討する。
市内埋蔵文化財発掘調査 （郷土博物館）	文化財保護法に基づき、市内埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合の所定の手続きを受け付ける。開発行為によって埋蔵文化財が破壊される可能性がある場合は、工事前に「試掘調査」を実施する。また、掘削深度が浅く埋蔵文化財に影響がない場合は、「立会調査」を実施する。
郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進 （郷土博物館）	郷土の歴史や文化に関する資料等の収集、調査・研究を行い、展示や教育普及活動を通して、身近な歴史・文化に触れる機会を提供する。また、美術資料等の収集方針に基づく資料収集、展示室・収蔵庫の管理に関する指針に基づく資料保管、美術作品の修復、フィルム映像資料のデジタル化、資料貸出し、刊行物の発行、公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した魅力発信、市報、市HP、「すぐーる」による情報発信、研修・実習の受入れなどを行う。
博物館収蔵資料台帳の整備とデジタルアーカイブ化の推進（郷土博物館）	複数に分かれて存在する博物館収蔵資料台帳の一本化とデータ化を進める。また、博物館収蔵資料台帳のデータ化においては、関連情報や画像データを紐づけたデジタルアーカイブ化に努めるとともに、権利関係の問題がないものについては、順次公開を進めていく。生活文化スポーツ部が所管する特設サイト「調布市平和デジタルアーカイブ」との連携公開を充実させていく。
郷土の歴史・文化の調査研究と展示や教育普及事業への活用（郷土博物館）	市内旧家に伝わる資料や近藤勇に関する資料など、調布市を特徴づける歴史・文化の調査研究、記録保存を推進する。また、調査研究の成果をギャラリー展や企画展その他教育普及事業などで活用していく。

学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等の実施(郷土博物館)	小学校第3学年「調布市のうつりかわり」・「昔のくらし」の学習内容に即して、道具の移り変わりや近代・現代の調布の風景や暮らしの変化を紹介する郷土学習展「ちょっと昔の暮らし」を開催する。また、体験だけでなく、多くの道具や写真を見ることができる「館内授業(団体見学)」と、郷土博物館職員が出張し学校で道具の体験をすることができる「出前授業」を実施する。
継承の意識の共有に向けた取組(郷土博物館)	地域ゆかりの文化を次世代に継承する意識をより多くの市民と共有するために、写真寄贈の受付や市民サポーターの育成などを検討、実施する。
郷土博物館の機能・役割、施設に関する課題・方向性の整理(郷土博物館)	公共施設マネジメント計画に基づき、博物館施設や収蔵庫の在り方検討を行う。多摩川浸水想定区域からの収蔵資料の移転、収蔵庫や事務室の狭隘化、バリアフリー対応などの施設的課題の解消や、今後の博物館に求められる機能・役割の整理など、ハード・ソフト両面からの検討を進める。
深大寺水車館管理運営(郷土博物館)	深大寺周辺の歴史・文化や自然とのふれあいを深めるため、水車施設及び関連資料の一般公開と維持管理を行う。また、文化観光の取組として、そば祭りの期間に合わせたそばひき実演や水車を使用する事業の開催の援助を行う。
武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開(郷土博物館)	武者小路実篤の幅広い活動や魅力を紹介し、特色ある展示・普及事業を展開することにより、実篤の魅力を全国へ発信する。
博学連携事業の充実(郷土博物館)	実篤記念館では博学連携事業を通じて、豊かな文化的経験の場をこどもたちに提供するとともに、出張展や出前講座を実施する。また、デジタル情報を活用してICT教育等に利用できる情報や教材の提供、ホームページの学習サポートページの充実を図る。
実篤関連の作品・資料の収集、整理・保存、修復、活用と情報発信(郷土博物館)	地域ゆかりの貴重な文化遺産である実篤関連の作品・資料を収集、整理・保存、修復し、公開・活用するとともに、後世に伝えていく。また、多岐にわたる実篤関連及び収蔵品の情報を収集し、展示や普及活動の基本資料として活用するとともに、情報発信を推進する。
武者小路実篤記念館の情報提供システム更新(郷土博物館)	情報提供システムでは、収蔵品データベース、情報閲覧システム、ホームページ等を活用し、広く実篤や収蔵品情報を提供する。収蔵品データベースやホームページは、利用ニーズ等の変化を踏まえ、リニューアルを推進する。
実篤記念館の機能向上を図る改修(郷土博物館)	施設の老朽化に対する計画的な施設改修や、作品・資料等を良好な状態に保つため展示・保存環境の維持保全を実施する。
実篤公園・旧実篤邸の保存・活用と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討(郷土博物館)	地域ゆかりの文化遺産である、登録有形文化財に登録されている旧実篤邸の保存・活用を推進する。また、実篤記念館と実篤公園のより一体的な事業展開を検討する。
地域ゆかりの文化人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進、資料の収集、保存、提供(図書館)	水木しげる氏やつげ義春氏の作品など、地域ゆかりの文化人等の資料の収集、保存、提供などを行う。
「映画のまち調布」の特色を生かした事業の展開(図書館)	映画関連資料の収集、保存、提供、「映画のまち調布　シネマフェスティバル」関連展示など、「映画のまち調布」の特色を生かした取組を実施する。

5　関連する教育委員会の計画等

（１）調布市教育委員会の計画

計画	位置付け
調布市教育プラン	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合性を図りながら教育施策を推進するため策定しているものです。
調布市特別支援教育推進計画	インクルーシブ教育システムの推進や児童生徒の多様な教育的ニーズの増加等に対応するとともに、特別支援教育の一層の充実を図るための計画として策定しているものです。
調布市不登校児童生徒への支援プラン	すべてのこどもたちが安心して教育を受けられる環境を整え、学校・家庭・地域・関係機関が連携して支援を進めることを目的として策定しているものです。
調布市立中学校部活動地域連携・地域展開に関する推進計画	中学校の部活動は、全国的に少子化が進展し、チームを編成することができない活動があるなど、これまでと同様の体制で活動を継続することが困難な状況にあります。このような状況を踏まえて国や東京都の指針が示され、市の実態に合った部活動の地域連携・地域展開の推進を図ることを目的として策定しているものです。
調布市立学校における働き方改革プラン	学校教育の質の維持向上に向けて、教員の授業力の向上、こどもと向き合う時間を確保できる環境の整備及び教員の心身の健康保持を図るため、策定しているものです。
調布市こども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、こどもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備・充実を図るための計画です。こどもが成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、読書の習慣をつくることができるよう、また、学校・家庭・地域・行政が一体となってこどもの読書活動の推進に取り組めるよう策定しているものです。本市におけるこどもの読書活動推進に向けた目標を掲げるとともに、その実現を目指すための取組の方向性や内容を示します。
調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針	いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針です。いじめは「どのこども、どの学校にも起こりうるもの」であるという共通認識のもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階を念頭に、学校や市民、庁内外の関係機関が強固に連携して組織的ないじめ問題の解決を図るために策定しているものです。
調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針	平成24年12月に調布市立学校で発生した食物アレルギーによる児童死亡事故を決して風化させず、二度とこのような悲劇を起こさないために策定した方針です。事故検証や検討委員会での提言を基軸とし、教職員の正しい知識・技術の習得や徹底した再発防止対策を明記するとともに、食物アレルギーのある児童生徒が他のこどもたちと安心して安全に給食を楽しめる学校づくりを推進するために策定しているものです。
小・中学校プールのあり方に係る基本的な考え方	小・中学校プールを取り巻く環境の変化や施設の老朽化等の課題に対応するとともに、児童生徒の良好な学習環境の確保に向け、これまでの学校プールの現状と課題を整理のうえ、児童生徒や保護者へのアンケート調査の実施、市内屋内プールを所有する民間事業者へのヒアリング結果などを多角的に検証・反映し、今後の学校プールのあり方に係る基本的な考え方を示すものとして策定しているものです。

６　関連する市の計画等

（１）関連する市の計画及び期間

計画等＼年度	令和５（２０２３）	令和６（２０２４）	令和７（２０２５）	令和８（２０２６）	令和９（２０２７）	令和１０（２０２８）	令和１１（２０２９）	令和１２（２０３０）	令和１３（２０３１）
基本構想	調布市基本構想（令和５年度～令和１２年度）								
基本計画	前期基本計画（令和５年度～令和８年度）				後期基本計画（令和９年度～令和１２年度）				
教育プラン	教育プラン（令和５年度～令和８年度）				**教育プラン２０３０**				
市長任期									
教育大綱	教育大綱＜第３期＞				教育大綱＜第４期＞				
学習指導要領（小学校）	学習指導要領（令和２年度～令和１１年度）							新学習指導要領	
学習指導要領（中学校）	学習指導要領（令和３年度～令和１２年度）								新学習指導要領

（２）調布市基本構想・基本計画

調布市は、基本構想・基本計画に基づき、計画的にまちづくりを進めています。

基本構想は、市が目指すべき将来都市像と、その実現のための基本方針を示すもので、まちの将来像を「ともに生き　ともに創る　彩りのまち調布」とし、共生社会への想いを大切にし、産学官民の多様な主体が連携し、市民一人一人の様々な生き方、まちのにぎわいやうるおい、地域の特性や資源等の魅力に満ちた、彩りのまちを目指します。

また、基本計画は、基本構想に即して、その基本方針を具現化するための主な施策を体系的に示すもので、「調布市基本計画（令和９年度～令和１２年度）は、「調布市教育プラン２０３０」と連動した市の実施計画となります。

（３）調布市教育大綱

策定中

（４）調布市子ども条例

こどもが健やかに育ち、安心してこどもを産み、育てることができるまちの実現を目指して平成１７年４月１日に施行しました。

条例では、こどもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っていることとして、家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割などを謳っています。

調布市ではこの条例に基づき、子育て家庭に対し様々な支援を行っています。

（５）調布市公共施設マネジメント計画

質の高い市民サービスを持続的に提供できる市政経営の確立を目指して、令和５年２月に策定しました。

学校施設の多くは、高度経済成長期から昭和５０年代にかけて集中的に整備を行ってきましたので、更新時期が集中するおそれがあります。そのため、児童生徒や周辺のまちづくりの動向を踏まえ、目標使用年数の前倒しを含め、財政負担の平準化を図るべく計画的に更新を実施する必要があると謳っています。

調布市ではこの計画に基づき、学校施設の更新に当たっては、公共施設の適正配置に関する考え方を踏まえ、周辺地域の施設機能の集約・複合化を検討、実施します。

7　教育に関わる国や都の政策動向

（１）第５期教育振興基本計画（令和１０年度～令和１４年度）

※第５期教育振興基本計画（令和１０年度～令和１４年度）諮問の概要

第５期計画に求められること・検討すべき観点

①生成ＡＩ等の技術革新の急速な進展
②人口減少・少子高齢化の進行
③社会・産業構造の変容（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）
④我が国の社会や教育現場の多様化（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）
⑤ウェルビーイングの重要性の高まり（個人の幸福や地域･社会全体の豊かさの質を重視するＳＷＧｓ※といった新たな概念）

（２）学習指導要領

※新学習指導要領の実施に向けた基盤となる考え方

次期学習指導要領に向けた基盤となる３つの方向性

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「主体的・対話的で深い学び」の実装
②多様性の包摂
③実現可能性の確保

の３つの方向性を踏まえて学習指導要領の改善を行う。これらの３つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）※

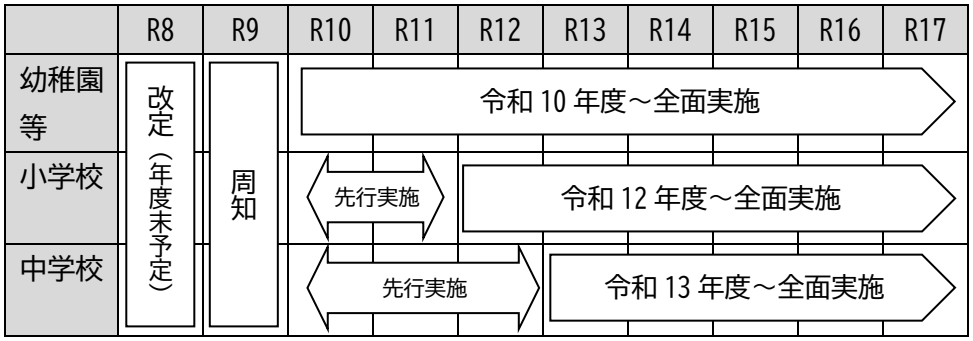

※今後変更の可能性がありうる

（３）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月）

部活動改革の期間は、令和５年度～７年度は「改革推進期間」令和８年度から令和１０年度までは前期改革実行期間とされています。その後中間評価を行ったうえで、令和１１年度から令和１３年度までが後期改革実行期間とされています。

改革の理念等として「急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実」「障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備」「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出」が掲げられています。取組方針としては、休日は「改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」、平日は「各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進」とされています。

（４）東京都教育ビジョン（第５次）

東京都は、令和６年３月に東京都教育ビジョン（第５次）を策定しました。同ビジョンは、令和６年度から令和１０年度年度までの５年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第１７条第２項）として策定されました。同ビジョンを都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有していくことが不可欠とされています。

東京の目指す教育の実現に向けて、３本の「柱」、１２の「基本的な方針」、３０の「今後５か年の施策展開の方向性」に基づき、様々な施策が掲げられています。

（５）東京都教育施策大綱

東京都は、令和７年３月に東京都教育施策大綱を策定しました。同大綱では、東京の目指す教育として、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」を掲げ、その実現に向けて「子供の意欲を引き出す『学び』」「社会全体の力を生かした『学び』」「ＩＣＴの活用による『学び』」の３つの学びが示されています。

８　調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書に基づく前期プランの達成度は以下のとおりとなっています。

施策	目標達成度		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施策１　豊かな心の育成	B	B	A
施策２　確かな学力の育成	B	A	A
施策３　健やかな体の育成	A	A	B
施策４　個に応じたきめ細かな支援	A	A	A
施策５　魅力ある学校づくりの推進	A	A	A
施策６　安全・安心な学校づくりの推進	A	A	A
施策７　学校施設整備の推進	A	A	A
施策８　青少年の育成	A	A	A
施策９　生涯学習社会への対応	A	B	A
施策１０　地域ゆかりの文化の保存と継承	A	A	A

９　プランの策定経緯

（１）調布市教育プラン策定検討委員会の開催

開催日	議　事
第１回 令和８年 ６月３０日（火）	１　教育長あいさつ ２　委員紹介 ３　委員長・副委員長の選任 ４　事務局説明 ５　質疑、意見交換等 ６　次回日程等
第２回 令和８年 ８月２１日（金）	１　事務局説明 ２　グループ協議 ３　次回日程等
第３回 令和８年 ９月２９日（火）	１　事務局説明 ２　グループ協議 ３　次回日程等
第４回 令和８年 １０月２８日（水）	１　事務局説明 ２　質疑応答 ３　次回日程等
第５回 令和９年 １月２５日（月）	

（２）意見聴取

１）主旨

こども基本法の第３条（意見表明権）及び第１１条（計画策定への反映）を踏まえ、調布市内の学校に通う児童生徒とその保護者、また、多様な環境にいるこどもに関わる団体・関係者等へのアンケートを実施することで意見聴取を行いました。

２）概要

対象			回収数	方法	時期	項目
①生徒向け	中学生	４，５００人程度	投稿者数 ２９６件 アイデア ６６３件	生徒１人１台端末を活用した「ちょうふＬｉｑｌｉｄ Ｊｒ.」によるＷＥＢアンケート	１０月	・学校生活の満足度 ・ＩＣＴ活用の実感 ・相談のしやすさ ・将来への希望 ・市への満足度
②児童生徒の保護者向け	全小･中学生の保護者	１１，５００人程度	４４４件	学校安全･安心情報配信システム「すぐーる」によるＷＥＢアンケート	１０月	・学校教育への評価 ・情報提供と連携 ・市の取組の認知度 ・地域の教育環境 ・学校の体制 ・市への満足度
③団体・関係者向け	多様な環境にあるこどもが関わる諸団体	４団体	団体４件、学校長２８件（全校）	アンケート等	１０月	・教育環境 ・様々な児童生徒への対応 ・ＩＣＴ環境

①生徒向け調査の結果

ア　回答数

問い	投稿数	投稿者数
身近な問題を友達や地域の人と協力して解決するために、役立った授業や活動、これから体験してみたい学びを教えてください	１６５	１５６
学校や家庭、部活動などでの「やってよかった」「できるようになった」という経験を振り返り、将来やってみたいことを教えてください	２１１	２０３
これからの社会でデジタル技術を学習や生活に役立てるには、どのように使い、何に気をつけるとよいと思いますか？	２８７	２６９
合計（全問・重複除く）	６６３	２９６

イ　分析の方法

回答にあたって生徒のみなさんには表にある「タグ」をつけていただきました。
このタグは本プランの基本方針のキーワードを分解して用意したもので、対応する基本方針は以下のとおりとなっています。

タグ	タグがついた数	対応する基本方針
自分も相手も大切にする	６９	基本方針１：生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる
思いやりの心を育てる	２９	
強みや好きを伸ばす	１０９	基本方針２：「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する
未来を切り拓く力を育てる	２７	
学校・家庭・地域が支え合う	３５	基本方針３：学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める
安心して学べる環境をつくる	４２	基本方針４：安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する
大人になっても挑戦できる	１５	基本方針５：生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する
学び続けられる場や機会がある	２８	
合計	３５４	

また、ちょうふＬｉｑｌｉｄ　Ｊｒ．の論点分析の機能を用いて、意見の主旨がどの施策に対応しているかを以下の表のとおり分類しました。

分類項目（施策名）	分類された数
施策１　豊かな心の育成	１４２
施策２　確かな学力の育成	３１２
施策３　健やかな体の育成	４２
施策４　個に応じたきめ細かな支援	１６
施策５　魅力ある学校づくりの推進	７２
施策６　安全・安心な学校づくりの推進	２３
施策７　学校施設整備の推進	４
施策８　青少年の育成	３７
施策９　生涯学習社会への対応	１３
施策１０　地域ゆかりの文化の保存と継承	２
合計	６６３

ウ　各問のまとめ

　ちょうふＬｉｑｌｉｄ　Ｊｒ．の機能である、考えの単語の出てくる頻度を文字の大きさで示したチャートである「ワードクラウド」を用いて以下のとおり、各問についてまとめました。

これからの社会でデジタル技術を学習や生活に役立てるには、どのように使い、何に気をつけるとよいと思いますか？

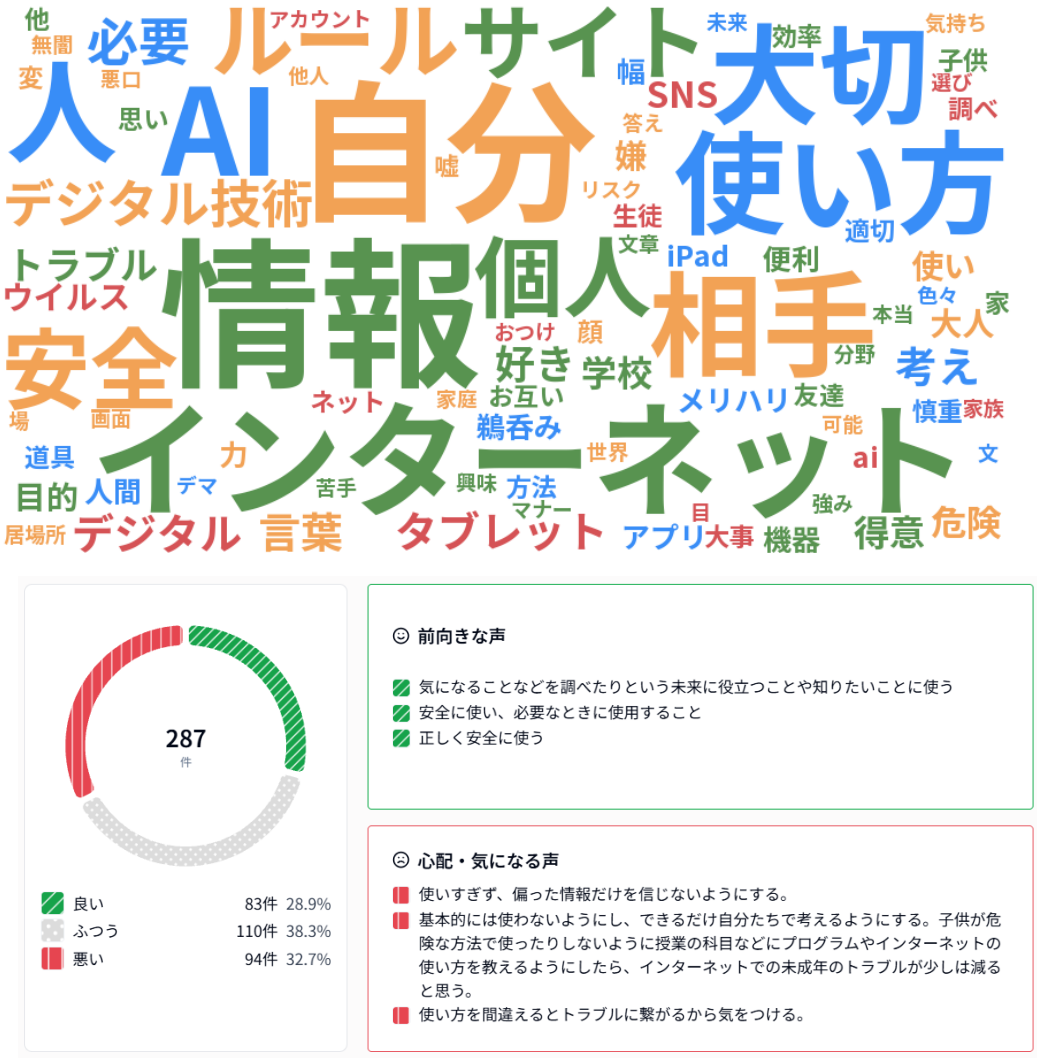

　生徒の意見についてワードクラウドをみると、デジタル技術は「気になることを調べたりするなど未来に役立つことや知りたいことに使う」「安全に必要な時に使用する」「正しく安全に使う」ことに気をつけているという意見がみられました。

　一方で、「偏った情報だけを信じないようにする」「できるだけ自分たちで考えるようにする」「トラブルにつながること」に気をつけるという意見もみられました。

　本設問でタグ（※前ページ参照）が付けられた意見は「施策２　確かな学力の育成」が最も多く、ついで「施策１　豊かな心の育成」が多くなっています。

　以上をふまえ、施策２主要事業８において「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成」を掲げ、施策を推進してまいります。

学校や家庭、部活動などでの「やってよかった」「できるようになった」という経験を振り返り、将来やってみたいことを教えてください



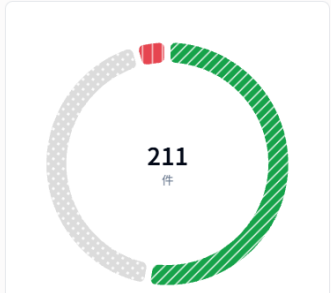

前向きな声

- 綺麗な挨拶
- 小学校の頃の話ですが、周年キャラクターを決める時にキャラクターのデザイン案を募集していたので応募してみたら、私のデザイン案が採用されて、とても嬉しい気持ちになりました。自分は絵を描くことは大好きなので、これからも楽しく沢山絵を描いていきたいです。
- 音楽や絵が好きなのでそっち系

心配・気になる声

- 諦めずに本気で取り組みできなかったことをできるようにできた。
- 何もなし
- まだ何もわからない

生徒の意見についてワードクラウドをみると、部活動を通じて日常生活の中で他者との関わり方を学んだことや新たな挑戦を通して得た経験を、自身の好きなことや興味のあること、将来の仕事に活かしていきたいという意見がみられました。

一方で、一部では過去の経験から将来をイメージしづらいという意見もみられました。

本設問でタグ（※前ページ参照）が付けられた意見は「施策１　豊かな心の育成」が最も多く、次に「施策５　魅力ある学校づくりの推進」「施策２　確かな学力の育成」が多くなっています。

以上をふまえ、施策１主要事業５において「持続可能な社会の担い手としての意識の醸成」「豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成」を掲げ、施策を推進してまいります。

身近な問題を友達や地域の人と協力して解決するために、役立った授業や活動、これから体験してみたい学びを教えてください

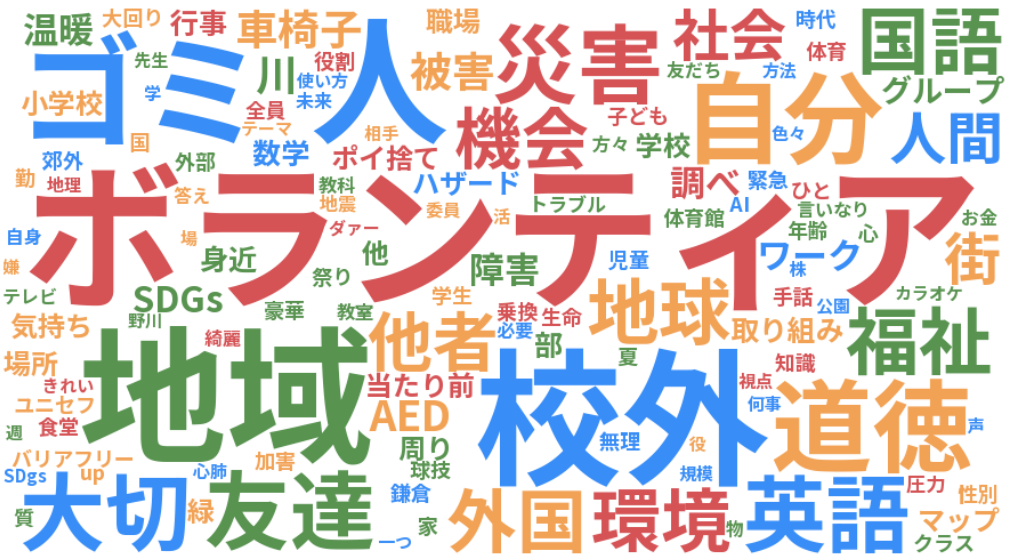

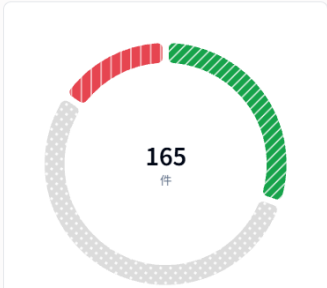

前向きな声

- 面白く楽しく理解力up
- 社会の授業が役に立った
- 英語の授業が鎌倉で外国人と話した時に役に立ちました。
  今度は英語の実践練習として街に出て外国人にインタビューするなどをやってみたいです。

心配・気になる声

- 野川（川）をきれいにするために、ゴミ拾いをする活動をしてみて、川はこんなにも「汚いんダァー」と感じ、これからも、ポイ捨てはしないようにしようと、あらためて思えた。
- 地震が起きたときなどに自分岳では対処が難しいだろうなと、テレビなどで流れる災害の放送を見て地域の人と協力する必要があると思う。。
- 災害の時どうすればいいのかという授業をしてみたい。

生徒の意見についてワードクラウドをみると、知識を活かした地域での活動や学んだことを活かしたコミュニケーションが役に立ったという意見がみられ、また、地域の環境等をよりよくしていくことへの意欲があるという意見がみられました。

一方で、近年頻発している自然災害への対応について不安があるという意見もみられました。

本設問でタグ（※前ページ参照）が付けられた意見は「施策１　豊かな心の育成」が最も多く、つぎに「施策５　魅力ある学校づくりの推進」「施策２　確かな学力の育成」が多くなっています。

以上をふまえ、施策１主要事業５において「達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成」を掲げ、施策を推進してまいります。

②保護者向けアンケート調査の結果

あなたのお子様は、学校生活を通して「徳・知・体」の調和のとれた成長ができていますか。

「成長できている」という主旨の回答があわせて８４．７％となっている。

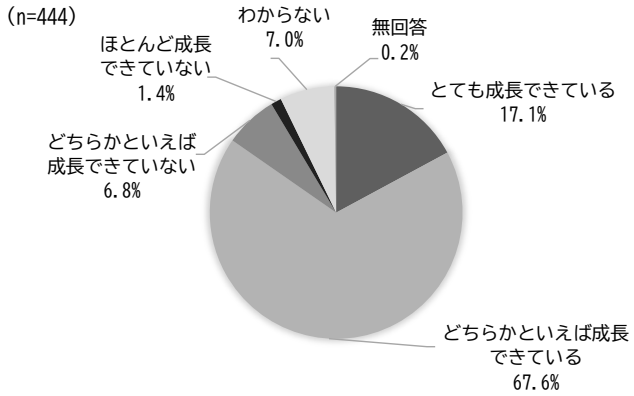

学校は、お子様一人ひとりの「個性や特性、学習の習熟度」に応じたきめ細かな対応ができていると思いますか。

「できていると思う」という主旨の回答があわせて５５．６％となっている。

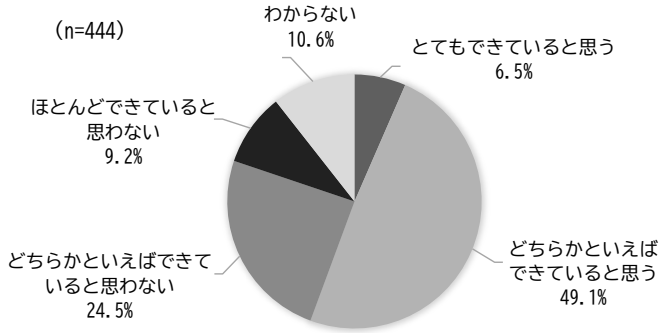

学校の「不登校や行き渋り傾向のある児童生徒」への対応や支援体制についてどう感じますか。

「わからない」という回答が最も多く４８．６％となっている。

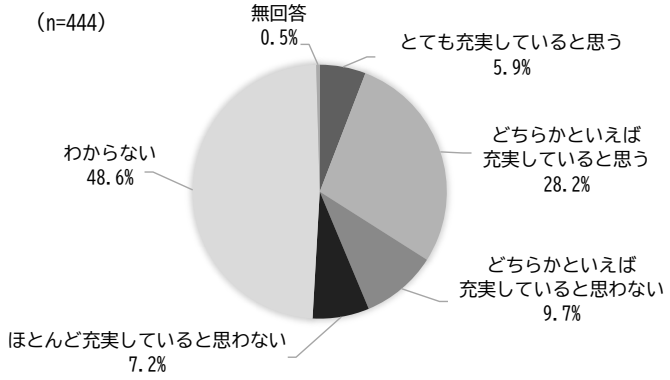

学校での１人１台端末（タブレット端末）を活用した教育活動について、保護者としてどう評価しますか。

「効果的である」という主旨の回答があわせて４４．１％となっている。
一方で「悪影響の方が心配である」という回答が３０．０％となっている。

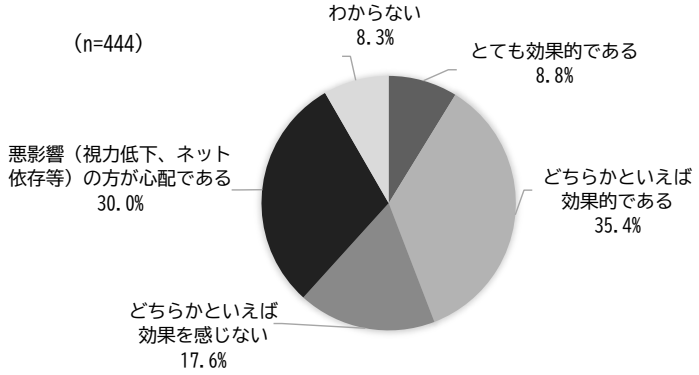

お子様の学校での様子や家庭での悩みについて、学校や市の相談窓口に相談しやすい環境があると感じますか。

「相談しやすい環境がある」という主旨の回答があわせて４５．９％となっている。

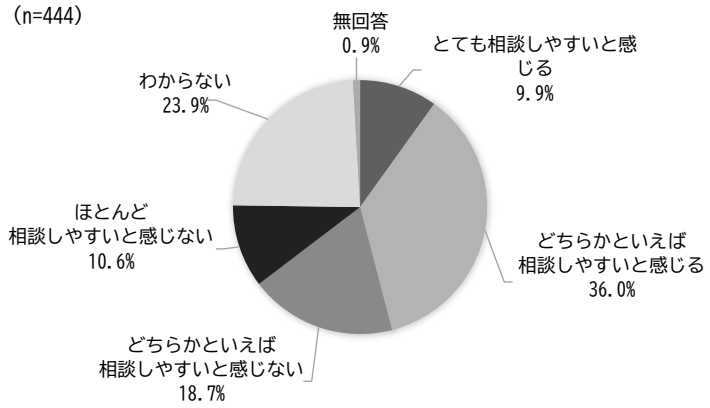

お子様が通う学校が「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」であることを知っていますか。

「知らない」という回答が最も多く４８．９％となっている。

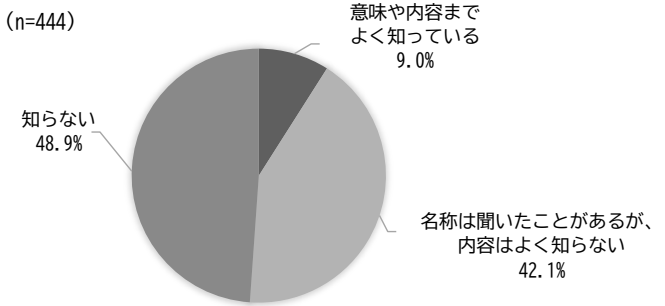

市の地域資源（郷土博物館、武者小路実篤記念館、プロスポーツチーム、ゲゲゲの鬼太郎等）を活かした学校授業や体験活動について、どの程度知っていますか。

「知らない」という主旨の回答があわせて８１．８％となっている。

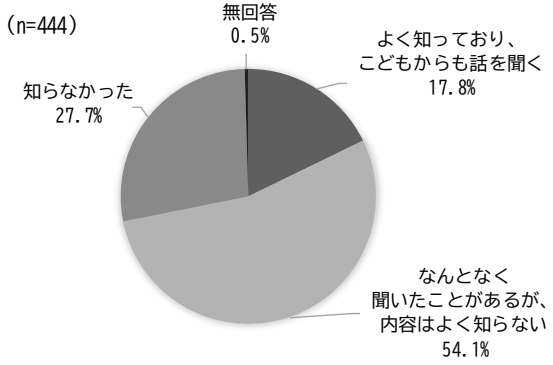

地域の伝統行事（お祭り、地域イベント等）や、こどもの安全を守る活動（早朝見守り事業等）と学校との連携についてどう感じますか。

「実施されていると感じる」という主旨の回答があわせて８３．１％となっている。

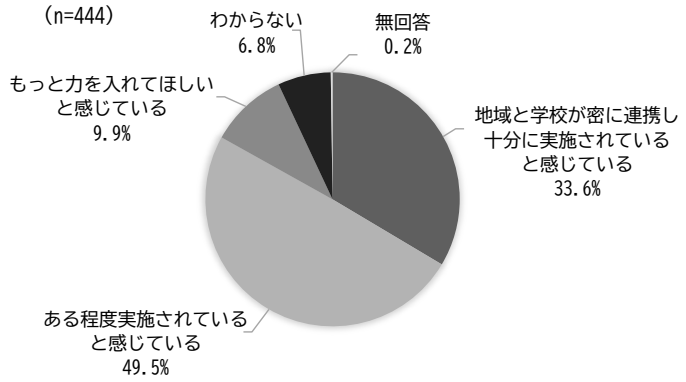

市は、「こどもを育てるための環境は整っている」と思いますか。

「そう思う」という主旨の回答があわせて７６．４％となっている。

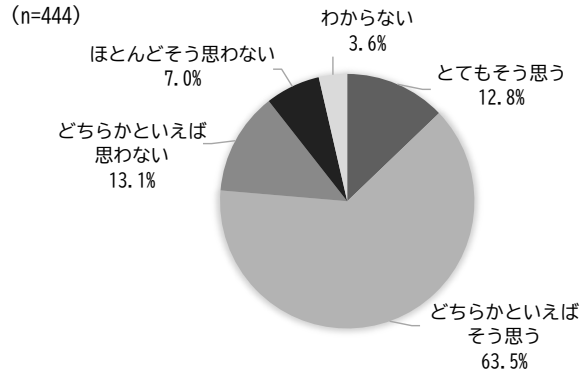

あなたは、お子様と一緒にいる時間（就寝時間は除く）は、平日１日当たりどの程度ですか。

「４時間以上６時間未満」という回答が最も多く４０．３％となっている。

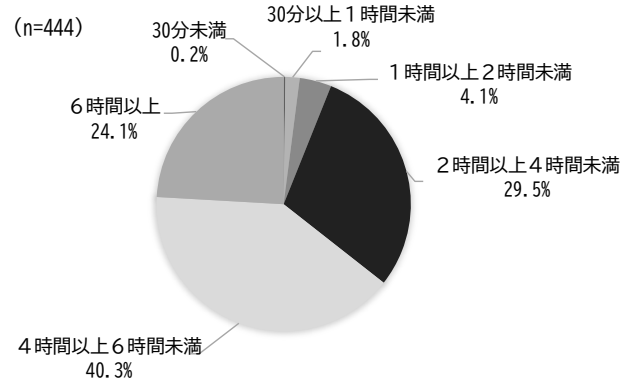

③団体・関係者向けアンケート調査の結果

記述回答の主旨を抜粋して掲載しています。

活動するうえでの課題

・児童虐待等を把握できても、関係者間の関係悪化を恐れて、当係への連絡が遅れたり保護者支援の協力が得られないことがある。

・人員確保、活動予算、職員の人材育成、困難を抱えるこどもの増加、人とのコミュニケーション（遊びを含む）が苦手なこどもの増加。

・学校との円滑な連携体制の更なる充実。

調布市は、「こどもを育てるための環境は整っている」と思いますか。

【できているという主旨の回答に関する理由】

・こどもの居場所が、学校だけに限らず、こども食堂など色々な機関が市内にあるため。

・市の関連部署や、幼稚園や保育園、医療機関等の外部機関との連携も図りながら事業を実施しているため。

【できていないという主旨の回答に関する理由】

・個別の興味関心に合わせた体験活動、外遊びを実現するためには、住んでいる地域との関わりが必要と考えている。現在はまだ学校独自の取組が主体となっているが、学校が地域資源（人や団体含む）と歩めるようになることが理想だと思っている。

不登校対策

【充実しているという主旨の回答に関する理由】

・「ステップルーム」「太陽の子」「みらい」「はしうち教室」「ＣＡＮＶＡＳ」等を通じて段階ごとの対応してくれている。

・はしうち教室もあり、ＳＳＷがエリア配置されたことも大きいと思っている。

【充実していないという主旨の回答に関する理由】

・施設や、アウトリーチで家庭訪問を行う機関はあるが、量的に不足しているように感じ、また小学校３年生以下の不登校児童の通える場所がないことへの不安の声を聞くため。

知的障害がある児童生徒への対策

【充実しているという主旨の回答に関する理由】

・学校での知的障害児童の対策の件で、相談を受けることは多くないため。

・市の関連部署や、幼稚園や保育園、医療機関等の外部機関との連携も図っているため。

【充実していないという主旨の回答に関する理由】

・けやきの森を選んだ生徒さんが不登校になった場合、現在の状況では支援機関がない。

・18 歳まで障がい支援として扱えないと思うため、狭間になってしまいここあにも相談が入る。

主に日本語を母語としていない児童生徒への対策

【充実していないという主旨の回答に関する理由】

・国際交流センターの存在が大きいと思うが、多文化すべてに対応はできていないと思う。

・外国人世帯が増加していく中、今後ますます課題になっていくと思う。

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒への対策

【充実しているという主旨の回答に関する理由】

・市の関連部署や、幼稚園や保育園、医療機関等の外部機関との連携も図っているため。

【充実していないという主旨の回答に関する理由】

・保護者スクールカウンセラーとの相談を望んでも、曜日や時間が限られていることがうかがえるため。

④校長向けアンケート調査の結果

調布市は、「こどもを育てるための環境は整っている」と思いますか。

「できている（整っている）と思う」という主旨の回答があわせて９６．４％となっている。

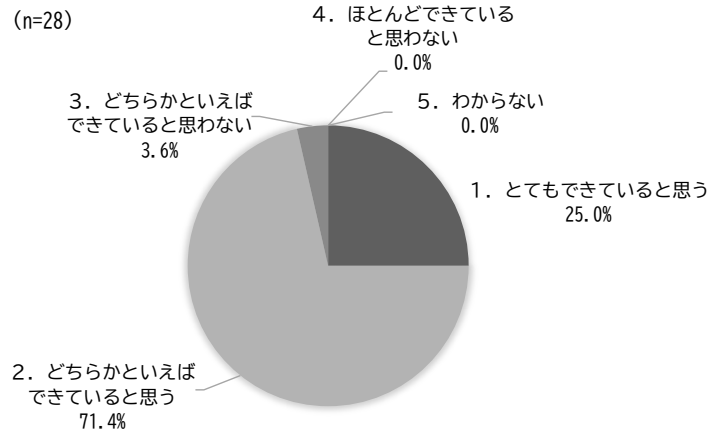

不登校対策

「どちらかといえば充実していると思う」という回答が最も多く５７．１％となっている。

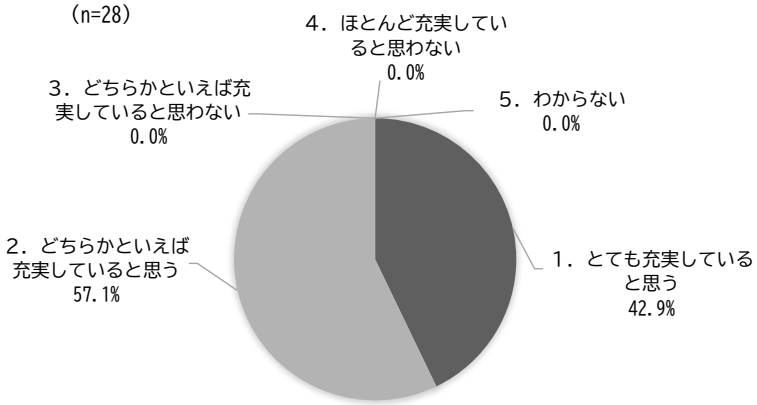

知的障害がある児童生徒への対策

「充実していると思う」という主旨の回答があわせて７１．４％となっている。

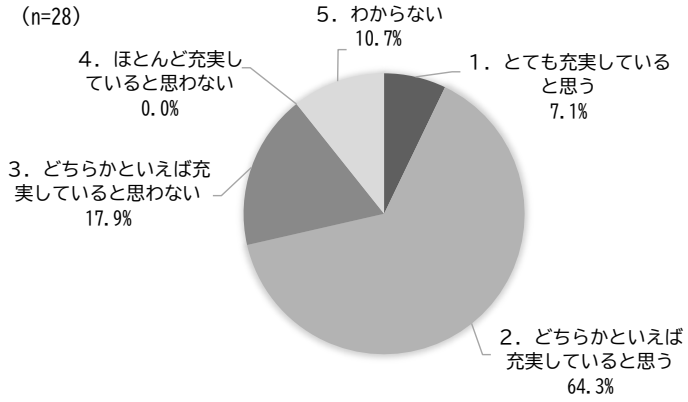

主に日本語を母語としていない児童生徒への対策

「充実していると思う」という主旨の回答があわせて５７．１％となっている。

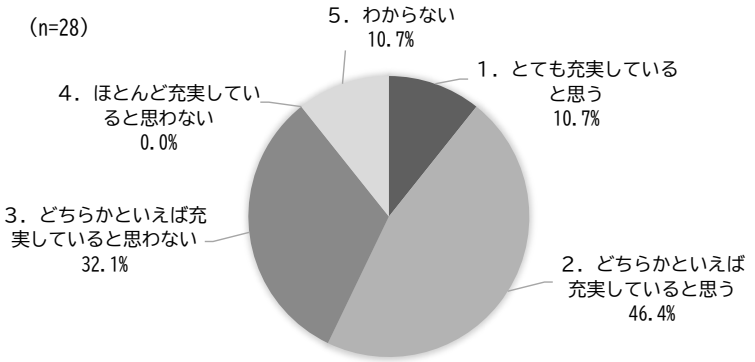

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒への対策

「充実していると思う」という主旨の回答があわせて７１．４％となっている。

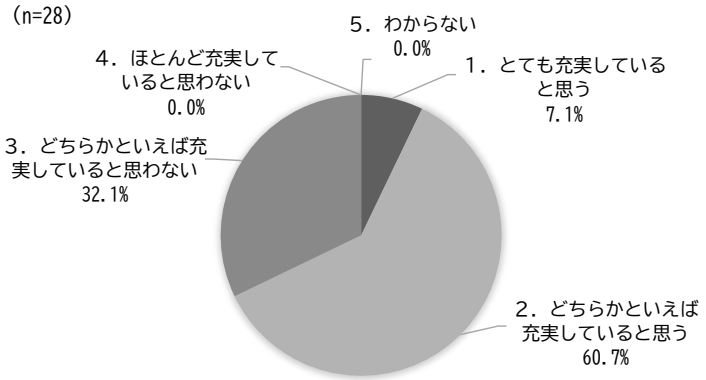

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒への対策

「充実していると思う」という主旨の回答があわせて８９．３％となっている。

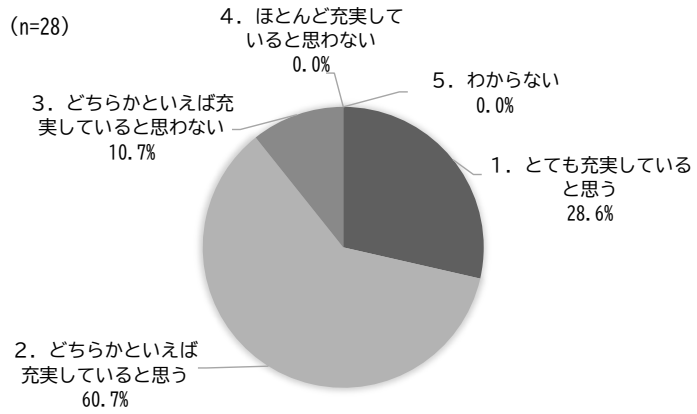

現在の調布市の教育や教育プランについてご意見があれば記入ください。意見提出件数：２９件（２８人）

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９件

第１章「調布市教育プランの概要」に対する意見・・・・・・・・・・・・　０件

第２章「施策の展開」に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６件

第３章「教育プランの推進にあたって」に対する意見・・・・・・・・・　４件

「資料編」に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　０件

■アンケート調査のまとめ

項目	主な意見のまとめ	対応する基本方針
学校の教育環境	教員の指導や給食無償化が評価される一方、教員の多忙・人手不足解消に向けた少人数学級化や支援員配置の要望もみられた。学校給食に関しては、物価高騰下での質・量の担保、自校調理方式への移行、喫食時間の延長が求められており、学校生活の根幹を支える環境改善についての意見がみられた。	基本方針1
ＩＣＴ活用	１人１台端末やＩＣＴ環境の整備は高く評価されている一方、保護者からはキーボード付き端末等の重量による身体的負担や、一律毎日持ち帰りルールの緩和を求める声も多数寄せられていた。また、家庭での利用や管理の難しさ、児童生徒の情報リテラシーの向上、教員のＩＣＴ指導スキルの平準化、学年一斉利用時にも耐えうる通信回線の安定化が今後の課題という意見がみられた。	基本方針2
特別支援教育	太陽の子やＣＡＮＶＡＳ、全小学校への校内別室設置等の厚い支援体制は評価されている。保護者からは読み書き障害等の早期発見・スクリーニング、教員の合理的配慮の理解格差の是正、進級・異動時の確実な引継ぎ体制についての意見がみられた。校長からは校内別室の全日開設に向けた予算・人材確保、ＳＣ・ＳＳＷの常勤化、固定級の設置検討等の意見がみられた。	基本方針3
体験活動・地域活動	野川や深大寺の自然、味の素スタジアム等の施設、マンガや映画等の歴史文化を活かした体験学習は、調布の強みとして保護者・学校長双方から評価されている。一方で、近年の酷暑等に伴う野外活動の機会減少や移動教室の行程検討における制限、部活動の地域連携・地域展開に伴う指導体制や負担のあり方など、時代の変化に合わせた安全で多様な体験機会の確保についての意見がみられた。	基本方針4
保護者と学校の連携	学校からのお知らせについてアプリの導入は評価されている。一方、ＰＴＡの在り方を検討することについての意見もみられた。また、連絡手段の一元化（紙・端末・アプリの重複解消）や、共働き世帯における毎日の宿題負担軽減など家庭と学校が良好に連携するための意見もみられた。	基本方針4
学校施設	食物アレルギーや安全対策が計画的に推進されている点が評価されている。一方、トイレの洋式化・美化、熱中症を防ぐ体育館へのエアコン設置、校舎全体の老朽化対策は保護者と関係者共通の意見としてあがった。また、学校長からは他自治体と比較した校舎老朽化による教育環境格差の解消や、公園・遊び場環境の地域格差の解消に必要性が指摘されている。	基本方針5

（３）パブリック・コメントの実施等

１）意見の募集期間

令和８年１１月２７日（金）～１２月２８日（月）

２）周知方法

市報令和８年１１月２０日号、１２月５日号及び市ホームページ、市公式Ｘ、市公式ＬＩＮＥ

３）資料の閲覧場所

教育総務課（教育会館４階）、公文書資料室（市役所４階）、神代出張所、みんなの広場（たづくり１１階）、市民活動支援センター（市民プラザあくろす２階）、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、教育会館１階

４）意見の提出方法

氏名、住所、御意見を記入し、直接または郵送、ＦＡＸ、ＬＯＧＯフォーム、Ｅメールで調布市教育委員会教育部教育総務課まで提出

５）意見提出件数：●件（●人）

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見・・・

（４）調布市教育プラン策定検討委員会委員名簿

◎は委員長、〇は副委員長

委員氏名	委員区分	
神永　典郎　◎	白百合女子大学　人間総合学部初等教育学科　教授	学識経験
西村　咲枝	調布市公立学校ＰＴＡ連合会（小学校）	市民
川端　宏志	調布市公立学校ＰＴＡ連合会（中学校）	
塚松　美穂	学校運営協議会（小学校）	
石原　昌子	学校運営協議会（中学校）	
進藤　美左	ＮＰＯ法人　調布心身障害児・者親の会　代表	
武藤　貴子	公募市民	
土橋　久美子	社会教育委員	社会教育
内藤　みゆき	調布市公立小学校長会　第三小学校長	学校
馬場　誠	調布市公立中学校長会　第八中学校長	
髙橋　慎一　〇	教育部長	教育委員会
松島　修	教育部次長兼教育総務課長	
小鍛治　誠一	教育部指導室長	

（５）調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第１　設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　所掌事項

委員会の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　教育プランの策定に係る検討に関すること。

（２）　その他必要な事項に関すること。

第３　構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第４　任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第５　委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第６　会議

委員会は、委員長が招集する。

第７　意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第８　庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

第９　委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日に限り、その効力を失う。

別表（第３関係）

（１）　学識経験者
（２）　調布市公立学校ＰＴＡ連合会の小学校代表
（３）　調布市公立学校ＰＴＡ連合会の中学校代表
（４）　地域学校協働本部の小学校代表
（５）　地域学校協働本部の中学校代表
（６）　調布心身障害児・者親の会の代表
（７）　公募市民
（８）　調布市公立小学校長会の代表
（９）　調布市公立中学校長会の代表
（１０）　調布市社会教育委員の代表
（１１）　教育委員会教育部長
（１２）　教育委員会教育部次長
（１３）　教育委員会教育部指導室長

１０　用語解説

あ行

アレルギー・アナフィラキシー対応ホットライン【施策６】（●頁）

平成２５年８月、調布市は、東京慈恵会医科大学附属第三病院（現西部医療センター）及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。９月から、病院が設ける専用ＰＨＳにより、こどもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラブや保育園、福祉施設などを対象として、アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。なお、ホットラインは、食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般を対象としている。

QR コード

移動教室【施策１】（●頁）

他の地域の自然や文化に触れる体験を通して豊かな心と体を育成することや、宿泊体験を通して基本的な生活習慣や公衆道徳の育成を図ることなどを目的とした活動。小学校第５学年を対象とした八ケ岳移動教室、小学校第６学年を対象とした日光移動教室、中学校第１学年を対象としたスキー移動教室を実施している。

QR コード

「いのちと心の教育」月間【施策１】（●頁）

調布市では、１２月１０日の世界人権デーに合わせて、毎年１２月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。

QR コード

生命（いのち）の安全教育【施策６】（●頁）

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて、身に付けるための教育のこと。

QR コード

「命」の授業【施策６】（●頁）

調布市防災教育の日に、市内小・中学校において、児童生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」等を通して、命の大切さや尊さなどについて考える授業のこと。

QR コード

医療的ケア児【施策６】（●頁）

人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童生徒のこと。

QR コード

インクルーシブ社会【施策９】（●頁）

障害、国籍、性別等、多様性を包摂する、共生社会のこと。

QR コード

ウェルビーイング（Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）【施策３】（●頁）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

QR コード

オリンピック・パラリンピック教育で培った５つの資質【施策２】（●頁）

①ボランティアマインド②障害者理解③スポーツ志向④日本人としての自覚と誇り⑤豊かな国際感覚

QR コード

か行

外国語指導助手（ＡＬＴ）【施策２】（●頁）

ＡＬＴ：Ａｓｓｉｓｔａｎｔ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｔｅａｃｈｅｒの略。授業における担当教員の補助、ティーム・ティーチング、教材作成補助、授業前後の打合せ、発音・表現の助言を行う役割を担っている。

QR コード

外国にルーツを持つこども【施策２】（●頁）

本プランでは、親の両方またはいずれか片方が外国出身者であるこどものこと。

QR コード

学校２０２０レガシー【施策２】（●頁）

都内全公立学校（園）において実施してきた「東京都オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきた５つの資質」の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育をきっかけに新しく始めた活動の中から、学校の特色としてこれからも継続させる活動のこと。

QR コード

学校危機管理マニュアル【施策６】（●頁）

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

QR コード

教育支援コーディネーター【施策４】（●頁）

不登校の児童生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、こどもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る学校教育に関する知識・経験が豊富な教員経験者のこと。教育委員会の指導室に配置している。

QR コード

教育支援センター【施策４】（●頁）

心理的要因等により不登校又はその傾向にある児童生徒が社会的自立に向けて学ぶための教室。

QR コード

国史跡下布田遺跡【施策１０】（●頁）

布田六丁目に所在する縄文時代晩期（約２，８００年前）の集落遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和６２年５月１２日に国の史跡に指定された。赤く塗られた滑車型土製耳飾（国重要文化財）をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口土器棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

QR コード

国史跡深大寺城跡【施策１０】（●頁）

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。１５世紀末から１６世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された３郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、平成１９年７月２６日に国の史跡に指定された。平成９年から、第１郭と第２郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。

QR コード

国登録文化財真木家住宅【施策１０】（●頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、平成１２年４月２８日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治４３年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和１２年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中将に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

QR コード

校務ＤＸ【施策５】（●頁）

クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて、以下の３点の実現に資する新しい校務の在り方のこと。

１　学校における働き方改革
２　教育活動の高度化
３　教育現場のレジリエンス確保

具体的な取組として、「今の環境でできる校務ＤＸ」と「環境整備を伴う校務ＤＸ」が示されている。

QR コード

合理的配慮【施策４】（●頁）

障害のあるこどもが、他のこどもと平等に教育を受けることができる機会を確保するため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、学校等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。本人・保護者と学校が話し合い、教育上の必要性や学校の体制等を踏まえながら、個別に内容を検討・決定する。

QR コード

個別指導計画【施策４】（●頁）

個別の支援が必要な児童生徒一人一人に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

QR コード

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）【施策２】（●頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・家庭・地域住民が協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。

QR コード

さ行

自尊感情測定尺度（東京都版）【施策１】（●頁）

児童生徒の自己評価により、自身が自己をどのように捉えているかを２２の項目で把握する「自己評価シート」のこと。発達段階に応じて自尊感情の傾向を適切に把握するために実施する。

QR コード

シックハウス【施策６】（●頁）

住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。調布市では、平成１４年９月に、調和小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが室内濃度指針値を大幅に上回る状態だったのにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。

QR コード

児童生徒の不登校・問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【施策４】（●頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のこと。

QR コード

シニアリーダー講習会【施策８】（●頁）

高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやスポーツ等を通して、レクリエーション活動の企画・指導方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

QR コード

就学援助制度【施策４】（●頁）

公立の小学校・中学校等に在籍する児童生徒の保護者を対象に、経済的な理由でこどもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度のこと。

QR コード

授業改善推進プラン【施策５】（●頁）

児童生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に向けて各学校が作成する計画のこと。

QR コード

ジュニアサブリーダー講習会【施策８】（●頁）

健全育成推進地区委員会が地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学校第３学年～第６学年を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的としている。

QR コード

ジュニアリーダー講習会【施策８】（●頁）

中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームや野外活動等を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

QR コード

上級救命講習【施策１】（●頁）

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図るために実施している。

QR コード

食育【施策３】（●頁）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

QR コード

食物アレルギー【施策６】（●頁）

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対処しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味している。

QR コード

人権教育【施策１】（●頁）

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や東京都が作成した「東京都人権施策推進指針」などに基づく教育のこと。

QR コード

杉の木青年教室【施策８】（●頁）

市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやレクリエーション活動などの様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業のこと。

QR コード

スクールカウンセラー【施策１】（●頁）

学校に配置している心理専門職。児童生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、こどもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

QR コード

スクールサポーター【施策４】（●頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

QR コード

スクールソーシャルワーカー【施策４】（●頁）

不登校の児童生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、こどもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家のこと。

QR コード

青少年交流館【施策８】（●頁）

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、故中村やす先生のご遺志をもとに建設した社会教育施設のこと。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図ることを目的としている。

QR コード

生成ＡＩ【施策２】（●頁）

文章、画像、プログラム等を生成できるＡＩモデルに基づくＡＩの総称。

QR コード

セーフティ教室【施策６】（●頁）

学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携し、児童生徒の「危険を予測し回避する能力」を育む取組。警察署の職員等を講師に招き、喫煙や万引き、薬物乱用、ＳＮＳトラブル等に関する講話や、交通安全に関する取組を行うなど、児童生徒が自ら安全に行動できるよう啓発を図っている。

QR コード

ゼロカーボンシティ【施策７】（●頁）

脱炭素社会の構築に向けて、「２０５０年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ」にすることを目指すことを表明した自治体のこと。

QR コード

た行

太陽の子【施策４】（●頁）

調布市立小学校に在籍する不登校の小学校第４学年～第６学年の児童を対象に、一人一人の状況に応じた学習や体験活動、相談等を行う教育支援センター。安心して過ごせる居場所を提供しながら、学校や家庭と連携し、社会的自立に向けた支援を行う。

QR コード

地域学校協働本部【施策２】（●頁）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

QR コード

地域連携・地域展開【施策５】（●頁）

「地域連携」：学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。「地域展開」：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動（※）に展開すること。※部活動の地域展開により実施される生徒のスポーツ・文化芸術活動。学校以外の団体等が主体となって実施されるもので、学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出するより豊かで幅広い活動のこと。

QR コード

中学校学校選択制【施策５】（●頁）

調布市立中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する通学区域の学校（指定校）が決められているが、通学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば、受入予定人数の範囲内で入学できる制度のこと。

QR コード

調布市防災教育の日【施策６】（●頁）

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、原則、毎年４月の第４土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施している。（平成２４年度から実施している。）

調布市立学校における働き方改革プラン【施策５】（●頁）

教員一人一人の心身の健康保持を実現し、教員の授業力の向上及びこどもと向き合う時間を確保できる環境の整備によって、学校教育の質の維持向上を図ることを目的とした計画のこと。平成３１年１月策定し、令和５年２月改定、令和８年３月に追補を行った。

ちょうふＬｉｑｌｉｄ／ちょうふＬｉｑｌｉｄ　Ｊｒ.（●頁）

「ちょうふＬｉｑｉｌｄ（リクリッド）」は、時間や場所にとらわれない新たな参加方法として令和７年度から実証運用中のオンラインプラットフォームで、情報提供から、意見投稿、参加者相互の意見交換などが可能。また、「ちょうふＬｉｑｌｉｄ　Ｊｒ.（ジュニア）」は、こども・若者の声をまちづくりに生かすため、市立中学校生徒の一人一台端末からのみログイン可能な仕組みとして令和８年度から実証運用を行っている。

テラコヤ・スイッチ【施策４】（●頁）

不登校または登校渋りの状態にある小学校第４学年～中学校第３学年を対象に、安心して過ごせることを目的とした居場所。大学生・大学院生が、一人一人の状況に応じた学習支援や交流等を通して、こどもの成長を支えている。東京学芸大学の松尾研究室と連携して実施している。

東京教師道場【施策５】（●頁）

東京都教職員研修センターが実施する、授業研究を通して、２年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場のこと。

東京文化財ウィーク【施策１０】（●頁）

国の「文化財保護強調週間」に合わせて、東京都教育委員会が市区町村や民間事業者への参加を呼びかけている。１１月３日の文化の日前後に、通常は公開されていない文化財をはじめとして都内全域で様々な文化財を公開する「公開事業」や、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」がある。

な行

のびのびサークル【施策９】（●頁）

特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生で知的障害のある方を対象に文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの様々な社会体験の機会を提供する事業のこと。

は行

博物館法【施策１０】（●頁）

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備された。法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことが定められた。また、博

物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化を追加するとともに、他の博物館や地域と連携し、文化観光やその他の活動で地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。

はしうち教室【施策４】（●頁）

平成３０年４月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。文部科学大臣の指定を受けて、通常の学校とは異なる特別な教育課程を編成・実施する学校。現在は学びの多様化学校として、不登校生徒一人一人の状況に応じた多様な学びの機会を確保し、社会的自立に向けて支援している。

QR コード

普通救命講習【施策１】（●頁）

小学校第６学年及び中学校第３学年を対象に実施している。心肺蘇生や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付けることを目的としている。

QR コード

不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨ【施策４】（●頁）

不登校児童生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童・生徒の支援計画への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

QR コード

ふれあい月間【施策４】（●頁）

児童生徒のいじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校に対して、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（６月、１１月）及び調布市教育委員会として追加実施している重点月間（２月）のこと。

QR コード

文化観光【施策１０】（●頁）

博物館法第３条第３項では、「有形又は無形の文化的所産その他文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。」と規定されている。

QR コード

訪問型支援（みらい）【施策４】（●頁）

外出や学校への登校、教育支援センター等への通室が難しい児童生徒を対象に、教育支援コーディネーターと心理職が連携して、自宅や公共施設等で支援を行う事業。本人の意思や心身の状態、ペースを尊重し、安心できる関係づくりを大切にしながら、相談支援や学習支援等を通して、人や学びとのつながりを支える。

QR コード

ま行

学びの多様化学校【施策４】（●頁）

不登校児童生徒の実態に配慮し、特別に編成された教育課程に基づいて教育を行う学校。一人一人の状況に応じて、授業時間や学習内容、指導方法等を工夫しながら、学習や社会的自立に向けた支援を行う。従来は「不登校特例校」と呼ばれていたが、令和５年８月に「学びの多様化学校」に名称が変更された。調布市では、分教室型として調布市立第七中学校「はしうち教室」を設置している。

QR コード

メンタルフレンド【施策４】（●頁）

不登校等の状態にある児童生徒の家庭に、大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで、心の安定や自信の回復を支援する取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

QR コード

や行

八ケ岳少年自然の家【施策８】（●頁）

山梨県北杜市、雄大な八ケ岳山麓の豊かな自然の中にあり、青少年団体の集団宿泊生活による教育の場として利用できるだけでなく、一般の方も利用できる社会教育施設のこと。

QR コード

ヤングケアラー【施策４】（●頁）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

QR コード

遊ｉｎｇ【施策８】（●頁）

市内特別支援学級に在籍する知的障害のある児童生徒を対象に、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動など、様々な社会体験をすることを目的とした活動のこと。

QR コード

ら行

レクリエーション講習会【施策８】（●頁）

高校生学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的としている。

QR コード

レファレンスサービス【施策９】（●頁）

調べ方の案内や文献の提供など、利用者が情報や情報源を見つけることを支援するサービスのこと。

QR コード

（学校図書館における）レファレンスサービス【施策２】（●頁）

学校図書館において、児童生徒が読書活動や学習活動で必要とする図書の調べ方の案内や参考図書を提供し、知りたい情報や情報源を探す支援をすること。

QR コード

英数字

ＣＡＮＶＡＳ【施策４】（●頁）

調布市立中学校に在籍する不登校の中学生を対象に、一人一人の状況に応じた学習や体験活動、相談等を行う教育支援センター。安心して過ごせる居場所を提供しながら、学校や家庭と連携し、社会的自立に向けた支援を行う。

QR コード

ＧＩＧＡスクール構想【施策２】（●頁）

多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境の実現を目指した国の構想。この構想に基づき、全国の自治体では以下３つの要素を一体的に整備し、活用している。

１．１人１台端末２．クラウドの活用３．高速通信ネットワーク環境

QR コード

ＬＧＢＴＱ【施策５】（●頁）

「Ｌｅｓｂｉａｎ」（レズビアン、女性同性愛者）、「Ｇａｙ」（ゲイ、男性同性愛者）、「Ｂｉｓｅｘｕａｌ」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Ｔｒａｎｓｇｅｎｄｅｒ」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、「Ｑｕｅｅｒ」（クイア、特定の枠に属さない性のあり方）または「Ｑｕｅｓｔｉｏｎｉｎｇ」（クエスチョニング、自らの性のあり方を決めない人、定めない人）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称のこと。※「Q」の解釈については諸説あり。

QR コード

Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０【施策９】（●頁）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ）。狩猟社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ１．０）、農耕社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ２．０）、工業社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ３．０）、情報社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ４．０）に続く、新たな社会を指すもの。

QR
コード

１１　調布市教育プラン策定検討委員会からの報告

令和９年●月●日

調布市教育委員会
　　教育長　栗　原　　健　様

調布市教育プラン策定検討委員会
委員長　神永　典郎

次期「調布市教育プラン」（案）について

　このことについて、令和８年●月●日から令和９年●月●日まで、全５回にわたり調布市教育プラン策定検討委員会を開催し、議論・検討を行った結果、次期「調布市教育プラン」（案）をとりまとめましたので報告いたします。
　また、調布市教育プラン策定検討委員会委員が本プランに策定に関わった中での所感や本プランに込めた想いについて添付いたします。

《調布市教育プラン策定検討委員会委員から》

◆委員

◆委員

◆委員

◆委員

◆委員

◆委員

◆委員

◆委員

刊行物番号
２０２６-●●●

調布市教育プラン２０３０

発行日　令和９年●月
発行　調布市教育委員会
教育部　教育総務課
〒１８２－００２６　調布市小島町２－３６－１
Ｔｅｌ　０４２－４８１－７４６５